

立川市学校教育振興基本計画

平成 22 年 12 月

はじめに

情報化、核家族化、少子高齢化など急速に変化する社会の中で、将来の時代を担う児童生徒を心豊かに育成していくことは、私たち大人に課せられた責務であり、そのためには、学校、家庭、地域のそれぞれが相互に密接に連携して、学校教育の充実に取り組むことが求められています。

立川市教育委員会では、これまで、教育委員会教育目標「やさしい心で社会のために」の実現を目指し、学校教育に関わる諸施策を展開してまいりました。

一方、平成18年には60年ぶりに改正された教育基本法により、新しい時代の教育の基本理念が明示され、また「地方公共団体は地域における教育の振興を図るため、地域の実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならないこと」や「政府が定める計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこと」が新たに規定されました。さらに、教育基本法の改正に伴って、平成19年には、いわゆる教育三法と呼ばれる教育関係諸法の改正も行われました。

このような中で、本市の学校教育の基本的な計画を検討するため、平成22年6月に設置した、立川市学校教育振興基本計画検討委員会では、保護者、地域、学校あるいは専門的見地から、貴重なご意見をいただくとともに数多くの議論を重ねてまいりました。

教育委員会では、教育目標や学校教育指針を踏まえた上で、これらのご意見や議論の内容を計画素案としてとりまとめ、さらには、より多くの市民の声をお聞きするためのパブリックコメントも行い、このたび、「立川市学校教育振興基本計画」を策定いたしました。

本計画は、本市の学校教育の充実と発展に向け、今後5年間の学校教育における目標や方向性を明らかにし、それらを実現するための具体的施策や事業を示したものです。

教育委員会では、この「立川市学校教育振興基本計画」を指針とし、学校、家庭、地域など関係者や関係機関が一体となり、学校教育を推進する所存です。

最後になりましたが、検討委員会委員の皆様をはじめ、計画策定にあたりご尽力いただいた多くの方々に感謝申し上げますとともに、今後の本市教育の充実発展のため、より一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

平成22年12月

立川市教育委員会

目 次

第1章 総論	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象範囲と性格	3
4 計画期間	3
5 計画の策定にあたって	4
(1) 計画策定の4つの視点	4
(2) 学校、家庭、地域、行政の役割	10
(3) 教育センターを活用した教育力の向上	11
第2章 計画の目標・施策展開の方向	12
1 計画の体系	12
2 立川市の目指すべき子どもの姿	13
3 教育目標	13
4 施策展開の方向	14
5 施策体系（基本方針及び基本施策）	15
第3章 アクションプラン	17
基本方針1 人権尊重の精神と社会の一員としての自覚の育成	17
基本施策1 ～ 基本施策5	
基本方針2 豊かな個性と創造力を伸ばす教育の推進	23
基本施策6 ～ 基本施策13	
基本方針3 市民の教育参加と学校改革の推進	32
基本施策14 ～ 基本施策19	
第4章 計画の推進にあたって	40
1 教育行政の推進	40
2 市長部局との連携・協力	40
3 PDCAサイクル等による計画の改善	40
4 立川市第3次長期総合計画等との整合	40
資料	41
1 用語解説	42
2 基礎データ	49
3 計画策定体制	63
4 計画策定経過	65

第1章 総論

1 計画策定の背景と趣旨

子どもを取り巻く社会状況の変化

立川市の人口は、平成22年4月1日現在、17万4千人を超え、微増傾向にあります。また、児童生徒数については、昭和40年代から50年代前半の急増期を経て、ここ最近は少子高齢化の影響により、児童数約8千9百人、生徒数約3千8百人と、ピーク時の半数程度となっています。

また、高度情報化社会の進展に伴うさまざまな情報の氾濫、地球温暖化をはじめとする地球環境問題の深刻化など、子どもを取り巻く社会状況が大きく変化しており、この流れは今後ますます加速化することが予想されます。

一方で、教育をめぐる、子どもの学ぶ意欲や体力の低下、^{*1}いじめ等の問題行動、さらには家庭の教育力の問題など、多くの面で課題も指摘されております。

こういった中で、子ども一人ひとりに、自らの能力を最大限に発揮し自己実現を図っていく力を身に付けさせるとともに、命を大切にする心など豊かな心をはぐくんでいくことが一層重要になってきており、子どもが自ら考え行動する力を育てるなど、新しい時代に対応した教育の充実・振興が求められています。

本市学校教育の取組と課題

このような時代にあって、自ら学び自ら考える力などの「^{*2}生きる力」の育成を図るため、市教育委員会では学校教育の指針として「確かな力 やさしい心 個を輝かせ 社会のために」を定め、学校教育の充実を目指しています。そして、この指針の実現には、学校、家庭、地域、行政が連携をして取り組むことが重要となっています。

学校教育においては、^{*3}確かな学力の育成が重要な課題です。学校では指導方法の改善・工夫をはじめとして、^{*4}少人数指導や^{*5}チームティーチングなど、個に応じたきめ細かい教育を推進しています。また、小学校段階からの英語活動を取り入れた国際理解教育や^{*6}ICT教育に取り組むとともに、読書などの価値ある教育活動をさらに充実し発展させる動きもはじめています。

また、やさしい心や豊かな心をはぐくむことは、学力と同様に人間形成の上で重要なことです。道徳教育の充実や豊かな人間関係づくり、自他を大切にし思いやる心を育成する人権教育などを推進していくとともに、いじめや不登校への対応、適切な集団規律の確立を図っていく必要があります。

このほか、食の安全確保や事故防止、薬物乱用への対応など、食や健康に関

する教育、安全教育への積極的な取組も大切です。さらに、多様な障害に応じた^{※7}特別支援教育のあり方や外国人児童・生徒への対応など、さまざまなニーズや個性に応じた教育も求められています。

このようなさまざまな教育活動の充実には、学校のみならず地域との協働が大切です。^{※8}学校評議員制度の活用や保護者、児童・生徒などによる外部評価を取り入れるとともに、地域の教育ボランティア活用などの取組を積極的に進め、地方分権時代にふさわしい、地域に根ざした学校教育の充実を図っていく必要があります。

一方、教育の場であるとともに災害時の避難場所としての役割も担う学校施設については、平成22年度末で耐震補強工事が終了します。また、第一小学校の建て替えについては、平成23年度から着工する予定で準備を進めています。

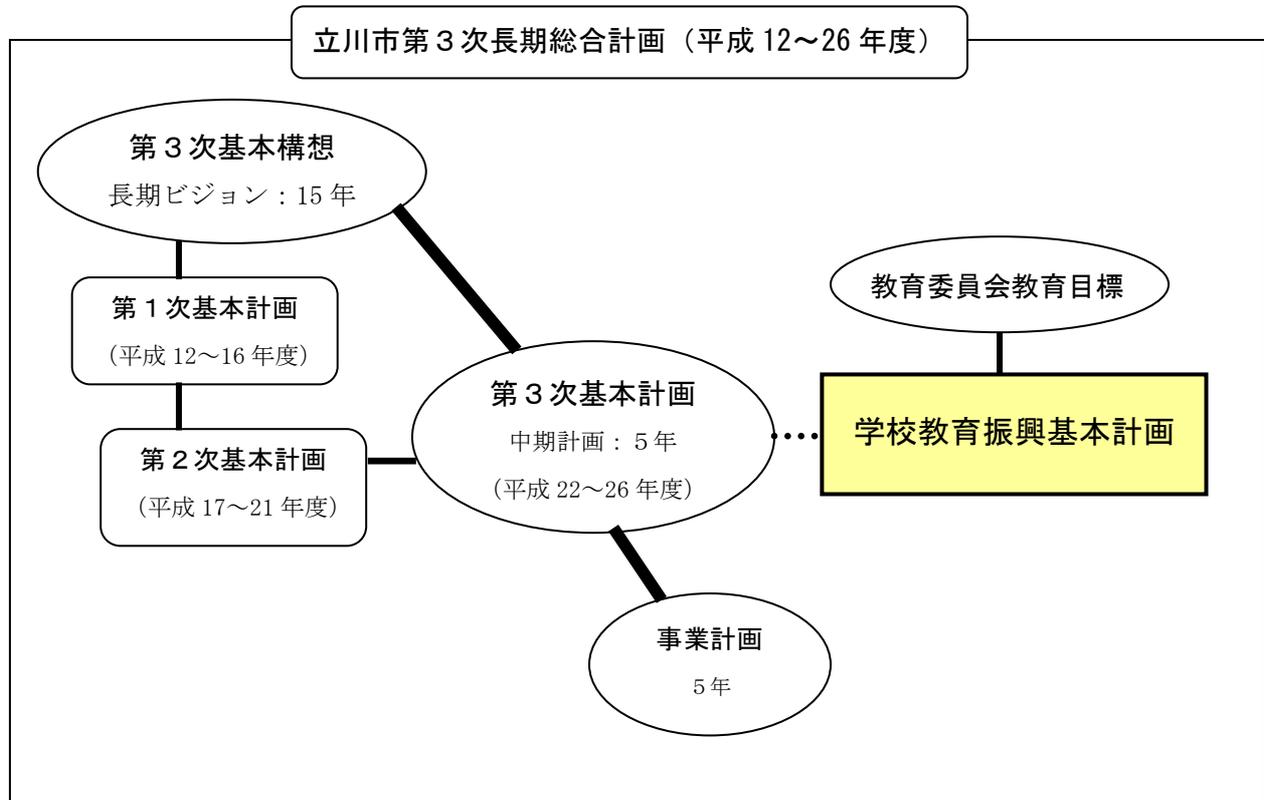
また、市内に^{※9}単位制高校や^{※10}中高一貫教育校、^{※11}進学指導重点校が誕生するなど都立高校の多様化が進んでいます。このような動きを注視しながら、高校教育と義務教育、高校教育と地域など、効果的な連携のあり方をも模索し実現していく必要があります。

計画策定の趣旨

こうした、子どもを取り巻く社会状況の変化や本市学校教育の取組と課題、教育振興基本計画の策定を含む^{※12}教育基本法の改正や新^{※13}学習指導要領の趣旨などを踏まえ、さらには国の少人数学級に向けた動きなどにも注視しつつ、本市の学校教育のさらなる充実と発展に向けて、教育の目標や方向性を明らかにするとともに、それらを実現していくための具体的施策や事業を盛り込んだ教育計画を策定し、着実な取組を進めていく必要があることから、立川市学校教育振興基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画を市の長期総合計画の分野別個別計画として位置づけ、施策の実効性と政策の一元化を図ります。



3 計画の対象範囲と性格

計画策定にあたっては、取組の重点化により施策の具現化を図っていくことが重要であるとの考えに基づき、また、生涯学習分野については、既に「第4次生涯学習推進計画」や「第3次スポーツ振興計画」、「第2次子ども読書活動推進計画」等が策定されていることから、本計画での対象範囲を小学校・中学校の教育と、それに関連する重要施策に絞込みました。

計画は、今後概ね5年先を見据えた子どもの姿をとらえ、学校教育等の目指すべき教育目標・施策の方向性を定めた指針とするとともに、それを実現するための基本施策及び具体事業を示しています。

4 計画期間

この計画が中・長期的な視点に立った施策を明示するものであること、また、国による「教育振興基本計画」の計画期間が5年であることを踏まえ、「立川市第3次基本計画」の計画期間との整合を図り、平成22年度を初年度とする5年間を計画期間とします。

5 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の4つの視点

立川市教育委員会の教育目標、基本方針並びに施策の方向を踏まえ、確かな学力と豊かな心をはぐくむ教育の一層の充実を図ることが大切です。そのために、学校教育の指針で掲げる次の4つの視点から計画を策定します。

確かな力

確かな力の育成を図る教育の推進（学習指導と健康教育の一層の充実）

「確かな力」とは、知識の会得や技能の習得だけではなく、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力、体力までを含めた総体としての学力です。この「確かな力」が子どもたちにとって「夢に向かって、未来を切り拓く」礎となります。

そのためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させ、知識と技能を活用した問題解決的な学習を通じて、自ら学び、自ら考える力を高めていくことが必要です。また、学習や生活面で明確な目標をもたせることなど、着実な基盤づくりが重要となります。その具体的な方向としては、国語力の育成や自然体験、社会体験などの充実、コミュニケーション力の育成などが挙げられます。さらに体験から感じ取ったことや得られた情報を基に思考したことを的確に表現する力、知識・技能を実生活で活用する力、構想を立て実践し計画・改善する力が必要となります。

ア 確かな力を育成するための特色ある^{*14}教育課程の編成

児童・生徒の実態に基づき作成した授業改善推進プランを生かし、十分な授業時数の確保や適正な授業内容の実施を行うとともに、学校としての組織を生かした弾力的で特色ある教育課程を編成します。

イ 習熟度別の少人数指導など個に応じた指導による基礎・基本の確実な定着と知識・技能の習得

体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れた指導を行い、主体的な学びを育てて個性を伸長し、自ら学び自ら考える力や学ぶ意欲を育成します。また、習熟度別の少人数指導を適切に実施するとともに、発展的な学習・補充的な学習等により個に応じた指導を行い、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着と知識・技能の習得を図ります。

ウ 言語環境の整備と言語活動の充実

児童・生徒の思考力、判断力、表現力をはぐくむために、知識及び技能の活用を図る学習や探究活動を重視するとともに、言語に対する関心や理

解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童・生徒の言語教育を展開します。

エ 教員の資質向上

保護者や市民の願いを受け止め、児童・生徒の可能性を最大限に伸ばすために、週ごとの指導計画等を活用して学習のねらいを明確にした日々の授業の積み重ねを大切にするを通して、教員の指導力の一層の向上を図ります。そのために、校内研究や校内研修、教育委員会主催の各種研修等に積極的に取り組み、OJTを計画的に実施するなどして、指導方法や教材・教具、評価の一層の工夫を図ります。

オ 読書活動と情報教育の推進

知識を学び、感性を磨き、想像力を豊かなものにするために、市民と連携した読書活動を奨励するとともに、学校図書館や学校図書館支援指導員等の利活用に基づく読書活動を推進します。また、コンピュータなどの情報機器に親しみ、情報モラルの向上と情報を適切に選択し活用する能力の育成を図ります。

カ 小学校入学時の適応指導と幼・保・小・中の連携教育活動の充実

幼・保・小の連携を通して、小学校入学時に、学校での集団生活に適応できる指導に取り組みます。また、^{*15}小・中学校の連携教育活動を推進し、小学校教育の成果や課題を踏まえ、小・中学校9年間を見通した教育ができるようにします。

キ 健康づくりと学習の基盤づくりの充実

家庭との連携・協力を大切にして、学習の基盤となる食や睡眠などの生活習慣の定着を図り、たくましく生きるための健康や体力を培うとともに、食育リーダーを中心に食育の推進を図ります。

やさしい心

自他の生命を尊重し、やさしい心をはぐくむ教育の充実（人権教育、道徳教育の一層の充実）

子どもたちの生活体験の希薄化や地域社会の教育力の低下など、子どもたちを取り巻く社会の状況は急速に変化しています。そのような中、子どもの心のありようについては、善悪の判断や規範意識、他人を思いやる心などの「やさしい心」を、さらにはぐくんでいく取組を充実していく必要があります。

また、立川市教育委員会では、平成20年度から「文部科学省人権教育総合

推進地域事業」の指定を受け、いじめや虐待など、子どもの人権にかかわる問題を市民全体で考え、子どもの人権を守り、発展させる取組を示してきました。

そこで、子どもたち一人ひとりがかげがえのない大切な存在であるとの認識に立ち、人権尊重の精神を基調とした教育を推進する中で、道徳性や豊かな感性をはぐくむ教育など、「やさしい心」をはぐくむ教育を推進していきます。

ア 基本的人権の尊重と人権教育の一層の推進

立川市教育委員会は、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくし、さまざまな人権課題にかかわる差別意識の解消を図るために教育の果たす役割は極めて大きいとの認識に立ち、教育目標に「人権尊重の精神を基調とする」ことを明記し、すべての教育活動を通して人権教育を推進しています。

そこで、「人権教育推進委員会」及び「人権教育担当者会」を設置し、市立小・中学校から教職員が参加する人権教育研修を実施するとともに、初任者研修や10年経験者研修など、あらゆる機会をとらえ、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「東京都人権施策推進指針」等を踏まえて各学校での人権教育の推進と教職員の資質向上を図っています。

東京都人権施策推進指針に示されている「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題」などの課題については、様々な研修会等の機会に取り上げ、理解を深めています。また、各学校においては、人権教育の全体計画や年間指導計画、人権尊重の視点に立った学級経営計画などを作成し、それに基づき、全教育活動を通じて人権教育を一層推進しています。子どもたちに人権尊重の理念を正しく理解させ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、実際の態度や行動に表れることなど、お互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人として人間性豊かに成長できるように取り組みます。

市教育委員会は、今後とも法令等に基づき、公正中立の立場で人権教育を推進します。そして、本計画の施策のすべてに、人権尊重の精神と人権教育を基調に据えています。

アー2 いじめのない豊かな人間関係の育成と道徳教育の充実

家庭との連携を密にし、かかわりあい、認め合い、支え合いを大切にして、いじめのない豊かな人間関係の育成が重要となっています。そのために、道徳の授業を適正に実施するとともに、*¹⁶道徳教育推進教師を中心として、教育活動全体を通して道徳教育の推進を図ります。また、社会奉仕体験活動等を通して自己有用感を高め、生命を大切にするなどの豊かな心の育成に努めます。

イ 問題行動の早期発見・早期対応と教育相談の充実

信頼関係に基づいた教育の徹底を図り、家庭・地域等との連携を緊密にして毅然とした生活指導体制を確立し、問題行動の早期発見・早期対応と未然防止に努めます。いじめや^{※17}不登校、学級の荒れ等の解消を目指し、校内での指導体制を整えるとともに、学校教育サポートセンターとの連携や^{※18}学校・学級特別指導員の活用、^{※19}スクールカウンセラーや^{※20}ハートフルフレンド等の教育相談活動を生かし、組織的な指導を行います。

ウ 安全教育の徹底と事故防止

交通安全、防災、不審者及び不審電話への対応など、児童・生徒の安全の徹底を図るとともに、児童・生徒の視点に立った地域安全マップを作成したり、具体的な対処法を学習したりする等の体験的な活動を取り入れた実践的指導を行います。施設・設備の安全管理に努めるとともに、情報機器などにおける個人情報^{の適正な管理の習慣化を図り、事故防止の徹底に努めます。}

個を輝かせ

よさを伸ばし、個を輝かせる教育の充実

子どもの個性は、子ども自らの成長と希望や夢の実現、社会的な貢献への喜びによって開花します。そのためには、子ども一人ひとりの存在を大切にし、その能力を生かし伸ばす教育の在り方が求められます。「一律・一斉の指導」から、「個性と能力に応じる指導」への転換をさらに図っていく必要があります。

各学校では、子どもの学びの状況や能力・特性を的確に把握し、子どもの自主的な学習活動の援助、指導内容の改善、授業展開の創意工夫など抜本的な見直しを図るように取り組んでいくことが大切となってきます。特に、子どもの興味・関心や個性的な能力を引き出すために、専門性の高い大学生や立川市ならではの専門性のある地域の方々の協力による授業、小学校高学年段階から^{※21}教科担任制による密度の高い授業などの工夫などが考えられます。また、個の成長を願うとき、子どもの継続的な学習活動等を可能にする観点から、保育園・幼稚園及び小・中学校と公立高校、大学、専門学校等との連携を図ることも重要となります。とりわけ中学生期では、生徒の興味・関心やその能力を伸ばすために、部活動等への参加が課題となっています。

ア 一人ひとりの児童・生徒のニーズに合った教育の充実

^{※22}教育相談員、学校・学級特別指導員、^{※23}特別支援教育支援員、^{※24}通訳協力員、^{※25}特別支援教育学生支援員、^{※26}スクールインターンシップの学生等

の活用や個別指導計画等の作成、巡回相談や巡回指導等の活用により、支援を必要とする児童・生徒や外国人児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導を心がけます。適応指導教室等との連携を通して、不登校児童・生徒の学校不応に
応じた教育に取り組みます。また、交流教育を積極的に推進し、障害や外国への正しい認識を育成し、共に生きる意識と態度を育てます。

イ 国際理解教育の推進

日本の文化や伝統についての理解や愛情を深め、異なる文化や伝統を尊重する教育を推進するとともに、多様な文化に対する理解を深めます。また、^{※27}外国人英語等教育補助員の活用により、国際社会に生きる日本人としての自覚を促し、表現力及びコミュニケーション能力を養い、進んで国際社会に参加、協力する能力と態度を養います。

ウ ^{※28}キャリア教育の充実・推進

児童・生徒自身が自らの生き方を考え、自らの能力や適性を正しく理解し、進路を選択することができるようにします。そのために、職場訪問や職場体験学習等を積極的に行い、一人ひとりの興味・関心、能力、適性等を尊重したキャリア教育を計画的に推進し、発達段階に応じた望ましい勤労観・職業観をはぐくみます。

エ クラブ活動・部活動等の充実と推進

クラブ活動や部活動の実施による学校生活の充実を図り、生涯にわたり、スポーツ、文化、科学、芸術に親しんだり追究したりする資質や能力を高めます。また、学年や学級を超えてはぐくまれる人間関係を通して、自主性、協調性、責任感や連帯感等を育て、生きる力を培います。

オ 市民力との協働を生かしての^{※29}特色ある学校づくりの推進

学習支援者や市民、学生のボランティアの活用等により、保護者や地域社会の教育への参画と開かれた学校づくり等を推進するとともに、学校、家庭、地域の相互の連携・協力を生かした教育を推進します。また、市民と連携して特色ある学校づくりを推進します。

社会のために

生き方を考え、社会のために役立とうとする意識をはぐくむ教育の充実

「社会のために」役立とうとする実践力を育てるためには、確かな力の定着をもとに、基本的な生活習慣の定着や規範意識の確立、芸術やスポーツに親し

む習慣や態度を身に付ける必要があります。また、自らの目標に挑戦し、成就感や達成感を体得する経験を通して、基本的な価値観、自主的・実践的態度、豊かな情操、自他の生命尊重、自尊感情、あいさつなどの社会的マナーなど、人間関係を形成する力を身に付けていく必要があります。夢を目標とし、夢の実現に向けた計画を組立て、現実のものとしたり、また、夢と現実が異なる時は、現実を忌避するのではなく、試行錯誤を繰り返しながら、少しずつ前進するなど、自らの責任を十分に自覚し、情報を獲得・判断し、行動できる人の育成を目指す必要があります。

ア 家庭や地域と協力しての社会性の育成

家庭と連携して、集団生活や社会生活のルールやマナーを身に付け、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、規範意識や公共心を育成します。また、多様な人々との交流を通して、豊かな社会性ととも、自らの生き方を考えるような教育に取り組みます。

イ 体験的な活動を生かして社会に貢献する精神や生き方を考える力、実践力の育成

※³⁰総合的な学習の時間等を組織的、計画的に実施し、地域の特色を生かして市民と連携しての勤労生産的な活動、自然体験や福祉体験、ボランティア体験、育児体験、環境学習などを行い、体験を通して社会に貢献する精神をはぐくみ、自ら考える力や実践力を育成します。

ウ 郷土意識の育成

郷土のすぐれた文化や伝統を大切に、進んで地域の行事や活動に参加するとともに、学校及び地域環境の美化活動に努め、郷土や地域を愛する心情や態度を養います。

エ 自己評価や学校関係者評価、学校評議員制度等を生かしての開かれた学校づくりの推進

家庭や地域社会と学校とが信頼で結ばれ、社会全体で子どもを見守り、教えはぐくむ体制づくりを目指します。そのために、学校経営計画を周知するとともに、学校評議員制度や学校評価（自己評価、学校関係者評価等）を学校改善に生かします。また、授業公開や立川教育フォーラム、人権教育推進イベント等を実施し、市民との連携を通して、保護者や地域社会の教育への参画と開かれた学校づくりを推進します。

(2) 学校、家庭、地域、行政の役割

平成 18 年 12 月に改正された教育基本法では、学校教育と社会教育といった従来の教育行政の枠組みでは捉えきれない領域の重要性を指摘しています。

特に教育基本法第 13 条として新たに規定された「学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の推進は、教育が学校だけでなく多様な主体の連携・協力によって担われることを示しています。

このようなことから、学校、家庭、地域、行政が、それぞれの役割と機能を再確認し、責任をもって子どもの教育にあたるとともに、連携した取組を通して、より一層の教育効果を引き出せるよう、行政が中心となり、そのための具体的な施策を展開する必要があります。

学校の役割

学校には、教育活動を通して、一人ひとりの子どもに、「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」をバランスよく身に付けさせる責務があります。また、学校は、さまざまな教育課題に対応し、子どもたちにとってよりよい教育を進めていかなければなりません。

そのためには、学校が組織としての力を高めていく必要があります。「教育は人なり」といわれているように、教育の充実・発展は、高度の専門性と子どもへの深い愛情、教育への情熱、さらに高い使命感を備えた教員により実現します。立川市の全ての教員が、自己の資質・能力の向上を図っていくことが大切になります。

家庭の役割

家庭は教育の原点であり、子どもにとっての心のよりどころとして、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心や忍耐力を育成するといった極めて重要な役割を担っています。

しかしながら、子どもの生活する家庭は一様ではありません。家庭の役割を考える場合、まずさまざまな家庭が存在することを念頭におく必要があります。その上で、生活習慣の定着が十分でない等の課題に対し、家庭でどのように取り組んでいけば良いのかを行政や学校が、意識的・継続的に伝えていくことが重要です。

また、家庭の役割を考える上では、家庭と学校が教育について相互理解を深めることが重要で、そのために学校行事や P T A 活動などへの保護者の主体的・積極的な参画が求められます。

地域の役割

地域は子どもの日常の生活舞台であり、豊かな人間性をはぐくむ絶好の場です。

地域社会がそのような役割を果たしていくためには、子どもたちが安心して遊び、生活できる安全な地域づくりを、自治会や子ども会などが連携して進めていく必要があります。

また、平成20年からはじまった、放課後子ども教室でのコーディネーターなどの育成・配置も、地域の教育力を高めていく上で極めて重要と考えます。

地域においては、家庭における子育てや学校での取組を支援する中で、子どもを見つめ、励まし、その成長を支えるさまざまな取組を実践し、社会全体で教育力の向上に寄与する必要があります。

行政の役割

行政は、子どもの学びの充実に向け、より安全・安心な学校づくりや教職員の資質向上、多様な教育的支援など、質の高い教育環境づくりに向けた取組を積極的に推進していく責務と役割を担っており、これらを実現するため、本計画に示された諸施策等を着実に実施していきます。

学校、家庭、地域、行政の連携

教育のさらなる充実に向け、学校、家庭、地域、行政が、それぞれの立場での役割と責任を果たすことはもちろんのこと、互いに心と力を合わせ一体となった取組を進めることで、より大きな効果を引き出していく必要があります。

(3) 教育センターを活用した教育力の向上

次の機能を有する教育センターを設置し、本市の教育力の向上を図ります。

研修センターとして

本市の学校教育に携わる教職員の資質と専門的な力量の向上を図るため、教職員の経験年数や学校教育の諸課題に対応した研修を推進します。また、教育の情報化に伴うICT活用による授業研修も実施します。

研究センターとして

学校教育の改善・充実に寄与することを目的として、今日的な教育課題について、先導的かつ実践的な調査研究に取り組みます。

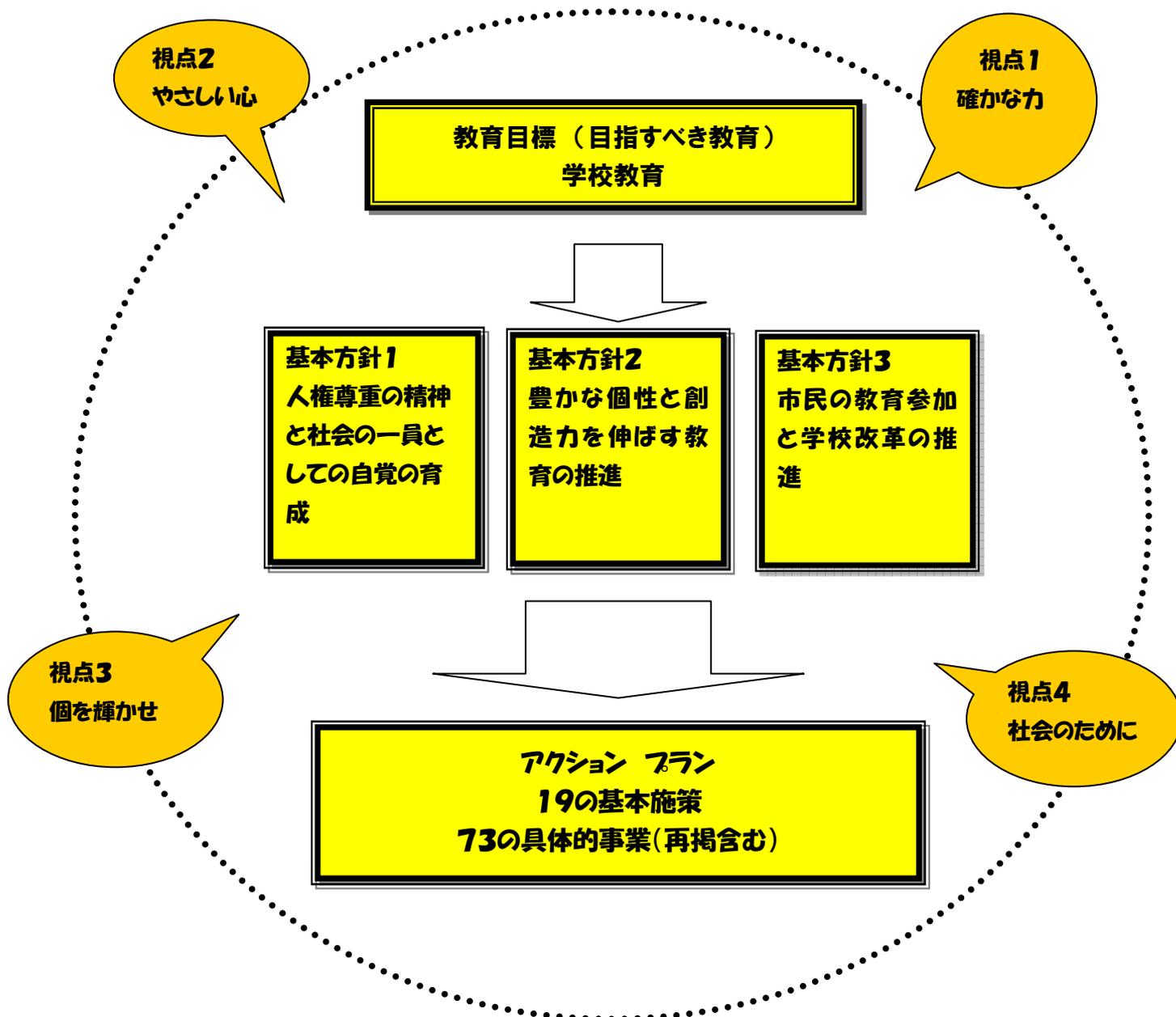
情報センターとして

価値ある情報の収集や提供を行います。

第2章 計画の目標・施策展開の方向

1 計画の体系

今後5年先を見据えた本市学校教育の方向性等について、子どもと教職員、保護者、市民、行政が共有するとともに、「立川市の目指すべき子どもの姿」として示す本市学校教育の目標の実現に向け、計画の体系化を図っていきます。



2 立川市の目指すべき子どもの姿

これまで教育委員会では、市政の基本理念「心のかよう緑豊かな健康都市立川」及び、子どもから大人まで、学校から生涯学習社会までの全ての生活範囲において、立川市の第2次基本計画のメインテーマである「市民力と連携のまちづくり」のもと、教育行政に取り組んできました。

これを受け、本計画では、立川市の目指す子ども像を、子どもも市民であるというとらえを基にしながら、学校教育を通して「知」「徳」「体」をバランスよく身に付け、自己実現に向けてひた向きに努力する子どもの育成を目指し、新たに「夢をもち、未来を切り拓く、立川市の子ども」と定めます。

3 教育目標 —やさしい心で社会のために—

教育は、本来もっている普遍的な役割を果たしつつ、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していく必要があり、経済・社会のグローバル化、情報通信技術の発達、地球環境問題、少子高齢化などに起因する、現代的課題に主体的に対応し、未来を担う人間を育成することが重要となっている。

立川市教育委員会は、このような考え方に立って、「心のかよう緑豊かな健康都市立川」という市政の基本理念をもとに、21世紀を担う子どもたちが人間性豊かに成長し、生きがいや夢をもって生きることのできる生涯学習社会の実現を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進する。

市教育委員会は、人間尊重の精神を基調とし、家庭教育、学校教育及び社会教育の緊密な連携のもとに、すべての市民が生涯を通じて自主的に学び、充実した人生を送ることのできる生涯学習社会の実現を目指す。

そして、子どもたちが心身ともに健康で知性と感性に富み、道徳心と体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として社会に役立とうとする人間
- 自ら学び考え行動する個性豊かな人間

の育成に向け、すべての市民が教育に参加することを目指していく。

4 施策展開の方向

3つの基本方針

教育目標の達成に向け、どのような視点から施策展開を図っていくのか、その方向性を基本方針として明らかにします。

基本方針1 人権尊重の精神と社会の一員としての自覚の育成

多様な人々が共に生活する現代社会にあって、すべての市民が人権尊重の理念を正しく理解し、思いやりの心と社会の一員としての自覚をはぐくむことが求められている。そのため、あらゆる分野で人権教育及び心の教育を一層推進するとともに、社会体験や自然体験、交流活動、ボランティア活動などを通して学習の機会を提供する。

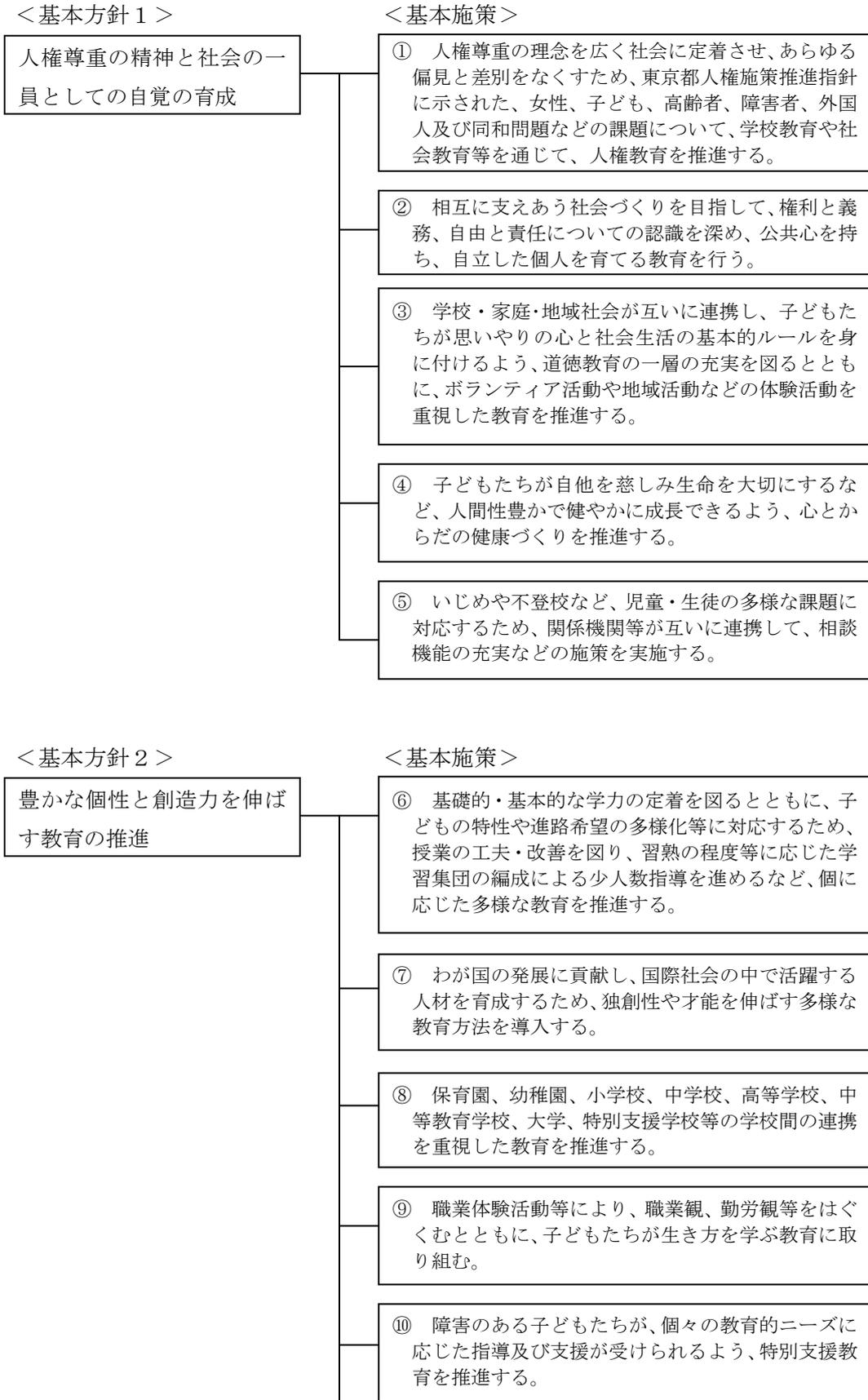
基本方針2 豊かな個性と創造力を伸ばす教育の推進

子どもたちが社会の変化に対応できるよう、自ら学び考え、主体的に判断し、意欲的に問題を解決する「生きる力」をはぐくむことが求められている。そのため、基礎的・基本的な学力の定着を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる人間を育成する教育を推進する。

基本方針3 市民の教育参加と学校改革の推進

これからの学校教育は、家庭、学校及び地域社会の協働と市民の教育参加を積極的に進め、市民感覚と経営感覚をより重視した教育行政を展開することが求められている。そのため、教育環境を整備し、地域の特性に応じた教育行政を進めるとともに、社会の変化に対応した効果的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を推進する。

5 施策体系（基本方針及び基本施策）



⑪ 日本や世界の文化、伝統にふれる機会を提供し、郷土の歴史を学び、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、国際社会に生きる日本人として共に生きる教育を推進する。

⑫ 学校給食の充実を通して、食文化や食の安全性と栄養バランスのとれた食事をとることの大切さなど、食に関する教育に努める。

⑬ 問題解決的な学習や総合的な学習の時間などにおいて、学校と図書館が連携を図る。

<基本方針3>

市民の教育参加と学校改革の推進

<基本施策>

⑭ 学校教育の改善に対する各学校の取組を進めるため、保護者や地域住民の参画を求め、地域に開かれた学校づくりを一層推進するとともに、学校の自主性・自律性及び自己責任の確立と校長のリーダーシップの強化を図る。

⑮ 教員の資質・能力の向上を図るため、教員経験年数や時代の変化も踏まえ、能力開発型の研修を行う。

⑯ 学校施設を開放し、地域における生涯学習等の場として活用を図る。

⑰ 児童・生徒が安全で快適な学校生活をおくることができるように、教育環境の整備を図る。

⑱ 多様な個性や能力を伸ばすことのできる新しいタイプの学校の設置を検討する。

⑲ 学校教育に対する地域の協力支援態勢を整え、教育活動の充実を図る。

第3章 アクションプラン

3つの基本方針ごとに、教育目標を達成するための基本施策とそれらを達成する具体的な事業・取組を位置づけます。

基本方針1 人権尊重の精神と社会の一員としての自覚の育成

基本施策1 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見と差別をなくすため、東京都人権施策推進指針に示された、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人及び同和問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育を推進する。

事業・取組事項	人権教育【指導課】	区分	継続			
内容	人権教育担当者会議の開催、人権教育推進委員会の設置、教員向け啓発パンフレットの作成、東京都教育委員会人権尊重教育推進校の設置、文部科学省「人権教育総合推進地域事業」指定などを通して、人権教育の充実・推進を図ります。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
教員向け啓発パンフレットの作成	継続	→				
人権教育の実施	継続	→				

基本施策2 相互に支えあう社会づくりを目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、公共心を持ち、自立した個人を育てる教育を行う。

事業・取組事項	「いじめ解消旬間」【指導課】	区分	継続			
内容	年3回設定し、いじめの実態を調査・把握し、その解消に努めます。また、「いじめ悩み相談レター」を全児童・生徒に配付し、いじめ問題の解決に取り組みます。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
「いじめ解消旬間」の実施	継続	→				

事業・取組事項	人権週間における人権教育の推進【指導課】	区分	継続			
内 容	12月の人権週間期間中に、各学校において人権教育に関する具体的な取組を実施します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
人権週間における人権教育の実施	継続	→				

基本施策3 学校・家庭・地域社会が互いに連携し、子どもたちが思いやりの心と社会生活の基本的ルールを身に付けるよう、道徳教育の一層の充実を図るとともに、ボランティア活動や地域活動などの体験活動を重視した教育を推進する。

事業・取組事項	道徳授業地区公開講座【指導課】	区分	継続			
内 容	全校で道徳授業地区公開講座を実施し、保護者・地域とともに子どもたちに豊かな心をはぐくみます。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
道徳授業地区公開講座の実施	継続	→				

事業・取組事項	職場体験学習【指導課】	区分	継続			
内 容	地域の商店、地元の企業、公的施設等でさまざまな仕事の体験を、全中学校で実施することにより、社会性や勤労観、職業観を育成します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
職場体験学習の実施	継続	→				

基本施策4 子どもたちが自他を慈しみ生命を大切にするなど、人間性豊かで健やかに成長できるよう、心とからだの健康づくりを推進する。

事業・取組事項	児童生徒の体力向上に関する取組【指導課】	区分	継続			
内 容	東京都教育委員会スポーツ教育推進校の設置や、都教委と連携した中学生の競輪トレーニング体験、東京都中学校駅伝大会への参加などを通し、児童生徒の体力向上に努めます。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
スポーツ教育推進校の設置	継続					
東京都中学校駅伝大会の参加	継続					

事業・取組事項	児童生徒保健衛生【学務課】	区分	継続			
内 容	定期健康診断（内科・耳鼻科・眼科・歯科）や心臓検診、尿検査等を実施し、必要に応じて治療の勧告、生活指導などを行います。また、学校の環境衛生が児童生徒の健康や学習能率に影響を及ぼすことから、照度や学校給食室、騒音、飲料水、プールの水質、室内空気中化学物質等の検査を行い、環境衛生の維持・向上を図ります。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
児童生徒健康診断の実施	継続					
学校環境衛生検査の実施	継続					

事業・取組事項	教職員保健衛生【学務課】	区分	継続			
内 容	学校教職員の健康が学校保健や教育上、児童生徒に与える影響が大きいため、教職員の健康診断（循環器系検診、消化器系検診、VDT検査、結核検診、肺がん検診等）を行います。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
教職員健康診断の実施	継続					

事業・取組事項	中学校部活動における外部指導員制度【指導課】	区分	継続			
内 容	中学校部活動の充実を図るため、外部指導員を配置します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
外部指導員の配置	継続					

事業・取組事項	トップアスリート等招聘事業【指導課】	区分	継続			
内 容	東京都のトップアスリート等招聘事業を活用し、体育授業を通して体育活動の楽しさや仲間との協力・連携意識を醸成します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
トップアスリート等招聘事業の実施	継続					

基本施策5 いじめや不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、関係機関等が互いに連携して、相談機能の充実などの施策を実施する。

事業・取組事項	教育相談【指導課】	区分	継続			
内 容	児童生徒の情緒的・心理的な問題を未然防止及び解決を図るための相談を実施します。実施にあたっては、必要に応じて、関係機関と連携するとともに、児童生徒・保護者へ適切な情報提供を行います。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
教育相談の実施	継続					

事業・取組事項	ハートフルフレンド【指導課】	区分	継続			
内 容	ハートフルフレンドを全小中学校に配置し、児童・生徒の相談相手として、学校生活への適応を支援します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
小学校への配置	継続					
中学校への配置	継続					

事業・取組事項	スクールカウンセラー【指導課】	区分	継続			
内容	専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを小中学校へ派遣します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
スクールカウンセラーの派遣（中学校）	継続	→				
スクールカウンセラーの派遣（小学校）		22年度の結果を検証し、市単独事業としての実施検討				

事業・取組事項	※ ³¹ 適応指導教室「おおぞら」「たまがわ」【指導課】	区分	継続			
内容	柏小学校内に小学校適応指導教室「おおぞら」を、たまがわ・みらいパークに中学校適応指導教室「たまがわ」を実施し、児童・生徒の原籍校復帰を図ります。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
適応指導教室（おおぞら）の実施	継続	→				
適応指導教室（たまがわ）の実施	継続	→				

事業・取組事項	※ ³² スクールサポート・アシスタント（登校支援員）【指導課】	区分	継続			
内容	中学校全校及び小学校に配置し、不登校児童生徒数の減少を図ります。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
スクールサポート・アシスタントの配置	継続	→				

事業・取組事項	問題等を抱える子ども等の自立支援事業【指導課】	区分	継続			
内容	文部科学省「問題を抱える子ども等の自立支援事業」のモデル地区の指定を受け、児童・生徒の自立を支援します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
自立支援員の配置	継続	→				

事業・取組事項	国際医療福祉大学大学院、星槎大学等近隣の大学との連携による学生支援【指導課】				区分	継続
内 容	国際医療福祉大学大学院、星槎大学のインターンによる通級学級への支援を行います。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
学生による通級学級への支援						
	継続	—————▶				

《取組指標》

取 組 指 標		現状（平成21年度）	平成26年度
①	人権イベントの参加者数	100人	200人
②	道徳授業地区公開講座の参加者数	5,763人	6,300人
③	中学校部活動外部指導員の活動日数	5,810日	6,600日
④	教育相談の終了ケース数	37.0%	40.0%
⑤	ハートフルフレンドの利用人数	小学校 9,541人 中学校 3,012人	小学校 9,900人 中学校 3,850人
⑥	児童生徒定期健康診断受診率	98.5%	100%

基本方針 2 豊かな個性と創造力を伸ばす教育の推進

基本施策 6 基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、子どもの特性や進路希望の多様化等に対応するため、授業の工夫・改善を図り、習熟の程度等に応じた学習集団の編成による少人数指導を進めるなど、個に応じた多様な教育を推進する。

事業・取組事項	少人数指導【指導課】	区分	継続			
内 容	児童生徒一人ひとりの学習内容の習熟の程度に応じたきめ細やかな指導を行うとともに、学習を支援するため、少人数指導員を配置します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
少人数指導員の配置による少人数指導の実施	継続	→				

事業・取組事項	スクールインターンシップ事業【指導課】	区分	継続			
内 容	大学と協定を締結し、大学生が授業の一環として学校における学習指導の補助を行います。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
スクールインターンシップ事業の実施	継続	→				

事業・取組事項	小学校理科支援員【指導課】	区分	継続			
内 容	小学校に理科支援員を配置し、授業における観察・実験活動の充実や教員の資質向上を図ります。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
小学校理科支援員の実施	継続	→				

事業・取組事項	マイスター事業【指導課】	区分	継続			
内 容	学校長の推薦に基づき、小学校の教員の中から授業力に優れた者をマイスターとして任命し、若手教員等の授業力向上のために具体的な指導・助言を行います。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
マイスター事業の実施	継続	→				

事業・取組事項	※ ³³ 学校生活協力員【指導課】	区分	継続			
内容	小学校入学時の児童の学校適応を図り、学級経営の安定に寄与するよう、全小学校に学校生活協力員を配置します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
学校生活協力員の配置	継続	→				

事業・取組事項	学校・学級特別指導員【指導課】	区分	継続			
内容	学校運営や学級運営に困難が見られる学校等に学校・学級特別指導員を配置し、学校・学級運営の安定と学習環境の改善を図ります。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
学校・学級特別指導員の配置	継続	→				

事業・取組事項	学校教育サポートセンターの設置【指導課】	区分	継続			
内容	教育センター内に学校教育サポートセンターを設置し、教育課題の研究や、※ ³⁴ 教育人材バンク機能、人材のコーディネート、教育情報の収集と提供、初任者教諭等若手教諭の育成・指導に関することなどを実施し、小・中学校への学校支援に努めます。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
学校教育サポートセンターの設置・活用	設置・継続	→				

基本施策7 わが国の発展に貢献し、国際社会の中で活躍する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす多様な教育方法を導入する。

事業・取組事項	A L T（外国人英語等教育補助員）【指導課】	区分	継続			
内容	全小学校にA L T（外国人英語等教育補助員）を配置し、小学校での外国語活動を推進します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
A L T（外国人英語等教育補助員）の配置	継続	→				

事業・取組事項	国語科少人数指導による言語能力の育成【指導課】	区分	継続			
内容	児童・生徒一人ひとりに、きめ細やかな指導、学習支援を補助するため、国語科の少人数指導員を配置します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
国語科少人数指導員の配置	継続					→

基本施策8 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、特別支援学校等の学校間の連携を重視した教育を推進する。

事業・取組事項	西部学校経営支援センターとの連携【指導課】	区分	継続			
内容	西部学校経営支援センターとの連携を通して、都立立川高校と小・中学校との具体的な連携を推進します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
都立学校支援センターとの連携活動の実施	継続					→

事業・取組事項	近隣の大学等との連携【指導課】	区分	継続			
内容	各大学とインターンシップ事業の協定を締結し、大学生が授業の一環として学校における学習指導の補助を行います。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
各大学との連携による学習指導の補助	継続					→

事業・取組事項	小・中連携教育【指導課】	区分	継続			
内容	9年間を見通したカリキュラムの実施により、全中学校区における小・中連携教育を推進します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
小・中連携教育活動の実施	継続					→

事業・取組事項	保育園、幼稚園と小学校との連携【指導課】	区分	継続			
内容	小学校への円滑な就学に向け、保育園、幼稚園と連携しながら、入学後の指導につながる就学支援シートをはじめ、保育所児童保育要録や幼児指導要録等を活用します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
就学支援シート等の活用	継続					→

基本施策9 職業体験活動等により、職業観、勤労観等をはぐくむとともに、子どもたちが生き方を学ぶ教育に取り組む。

事業・取組事項	職場体験学習【指導課】(再掲)	区分	継続			
内容	全中学校で3日間以上の職場体験学習を実施し、地域の商店、地元の企業、公的施設等でさまざまな仕事を体験することにより、社会性や勤労観、職業観を育成します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
職場体験学習の実施	継続	→				

事業・取組事項	キャリア教育【指導課】	区分	継続			
内容	全中学校でキャリア教育指導計画を作成し、それに基づきキャリア教育を推進します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
キャリア教育の実施	継続	→				

基本施策10 障害のある子どもたちが、個々の教育的ニーズに応じた指導及び支援が受けられるよう、特別支援教育を推進する。

事業・取組事項	特別支援教育【指導課】	区分	継続			
内容	第七小学校内にある特別支援教育ヘルプデスクの活用等により、特別支援教育を推進します。また、副籍事業、文部科学省特別支援教育総合推進事業等を実施します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
ヘルプデスクの活用等による特別支援教育の実施	継続	→				

事業・取組事項	特別支援教育支援員【指導課】	区分	継続			
内容	全ての小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、通常の学級に在籍する支援や配慮を要する児童・生徒に対し、適切な教育を行います。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
特別支援教育支援員の配置	継続	→				

事業・取組事項	特別支援教育アドバイザー事業【指導課】	区分	継続			
内容	<p>学校長の推薦に基づき、小・中学校の特別支援学級の教員の中から、特別支援教育に関する専門性と指導力に優れた者を、特別支援教育アドバイザーとして任命し、通常の学級に在籍する特別な支援や配慮を要する児童・生徒に対する巡回指導を行うとともに、その教育的ニーズに応じた指導のあり方等についての助言を行います。</p>					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
特別支援教育アドバイザーの派遣						
	継続	→				

事業・取組事項	巡回相談事業【指導課】	区分	継続			
内容	<p>教育相談室の臨床心理士等による巡回相談を通して、通常の学級に在籍する特別な支援や配慮を要する児童・生徒の教育的ニーズに応じた支援を行います。</p>					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
巡回相談事業の実施						
	継続	→				

事業・取組事項	就学相談【学務課】	区分	充実			
内容	<p>教育学、心理学等の専門知識を有する就学相談員が、医療・教育分野等の専門家の意見を参考に、保護者の意向を十分に尊重し、児童・生徒の就学について相談を実施します。また、就学支援等検討委員会では、障害のある児童・生徒が適切な義務教育を受けることができるよう、就学相談等について必要な事項を調査・審議するとともに、より良い就学支援のための見直しを行います。</p>					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
就学相談の実施						
	継続	→				
立川市就学支援等検討委員会の開催						
	継続			→	見直し	→

基本施策 1 1 日本や世界の文化、伝統にふれる機会を提供し、郷土の歴史を学び、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、国際社会に生きる日本人として共に生きる教育を推進する。

事業・取組事項	中学校社会科副読本【指導課】					区分	継続
内 容	学習指導要領の改訂に合わせ、移行期間終了後から活用できる中学校社会科副読本を改編し、作成します。						
	(平成/年度)	22	23	24	25	26	
中学校社会科副読本の改編・作成		→		→			
		改編・作成		活用			

事業・取組事項	小学校英語活動【指導課】(再掲)					区分	継続
内 容	小学校全校に、ALT (外国人英語等教育補助員) を配置し、多様な文化に対する理解を深めます。						
	(平成/年度)	22	23	24	25	26	
ALT (外国人英語等教育補助員) の配置		→					
		継続					

基本施策 1 2 学校給食の充実を通して、食文化や食の安全性と栄養バランスのとれた食事をとることの大切さなど、食に関する教育に努める。

事業・取組事項	食教育事業【学校給食課】					区分	継続
内 容	児童・生徒が望ましい食習慣と自己管理能力を身に付け、豊かな人間性をはぐくむため、食の専門家である学校栄養士が学級担任や教科担任と連携し、小中学校においてチームティーチング形式で食に関する授業を実施します。						
	(平成/年度)	22	23	24	25	26	
チームティーチング形式による授業の実施		→					
		継続					

事業・取組事項	単独調理校施設設備の改修【学校給食課】	区分	継続			
内容	単独調理方式の小学校8校において、安全で衛生的な給食を児童に提供するため、老朽化した設備等の改修を公共施設保全計画に基づく大規模改修に合わせて実施するとともに、食器改善計画を策定します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
設備等の現況の把握・改修		調査	→	改修	→	→
食器改善計画の策定		策定	→	実施	→	→

事業・取組事項	新学校給食共同調理場整備運営事業【学校給食課】	区分	新規			
内容	現在の二つの学校給食共同調理場の老朽化対策と運営の効率化を図るため、統合した新学校給食共同調理場を民間のノウハウを活用するPFI手法により整備します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
事業者の募集・選定		募集・選定	→			
設計・建設			→	設計・建設	→	
新学校給食共同調理場の運営					→	運営

基本施策 13 問題解決的な学習や総合的な学習の時間などにおいて、学校と図書館が連携を図る。

事業・取組事項	学校図書館システム【学務課】	区分	充 実			
内 容	小学校3校に導入済の学校図書館システムを全小中学校に導入し、学校図書館の蔵書管理、貸出返却業務のシステム化を実施します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
小学校9校に導入・運営	導入・運営	→				
小学校8校に導入・運営	導入・運営	→				
中学校9校に導入・運営	導入・運営	→				

事業・取組事項	※ ³⁵ 学校図書館支援指導員・※ ³⁶ 学校図書室協力員【指導課】	区分	充 実			
内 容	小学校全校に学校図書館支援指導員を、中学校全校に中学校図書室協力員を配置し、学校図書室の図書の貸出や返却業務、図書の整理、読書活動の支援など、学校図書館環境の充実を図ります。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
小学校図書館支援指導員の配置	継続	充実	→			
中学校図書室協力員の配置	継続	→				
中学校図書館支援指導員の配置	配置	継続	→			

事業・取組事項	子ども読書活動の推進【図書館】	区分	継 続			
内 容	立川市の子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書を行うことができるよう、市と市民が協働して子どもの読書活動に取り組みます。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
第2次子ども読書活動推進計画の推進	継続	→				

《取組指標》

取組指標		現状（平成21年度）	平成26年度
①	都の学力状況調査における正答率の向上	正答率70%を基準に判断し、市平均ではほぼ達成	市平均の正答率75%
②	都の学力状況調査における児童・生徒意識調査での意識の向上	社会貢献の意識 小5 82.1% 中2 83.1%	社会貢献の意識 小5・中2ともに 90%
③	A L T配置日数	1,726日	2,022日
④	小・中連携教育校（※）	3校	29校
⑤	職場体験学習の実施日数	27日	45日
⑥	チームティーチング形式による食に関する授業の実施クラス数	238クラス	280クラス
⑦	学校図書館システムの導入校	小学校3校	小・中学校全校

（※）小・中連携教育校……小・中学校が連携し、同じ中学校区の児童・生徒を9年間、同じ方針で育てていく研究を進める学校

基本方針 3 市民の教育参加と学校改革の推進

基本施策 14 学校教育の改善に対する各学校の取組を進めるため、保護者や地域住民の参画を求め、地域に開かれた学校づくりを一層推進するとともに、学校の自主性・自律性及び自己責任の確立と校長のリーダーシップの強化を図る。

事業・取組事項	学校評議員制度【指導課】	区分	継続			
内容	学校運営及び教育活動について、保護者、地域住民等の意向を的確に把握し、より一層地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校評議員を設置します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
学校評議員会の運営・運営	継続	→				

事業・取組事項	学校関係者評価【指導課】	区分	継続			
内容	学校運営の一層の充実を図るため、学校関係者評価を実施し、課題を明らかにするとともに、改善を図ります。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
学校関係者評価の実施	継続	→				

事業・取組事項	教育委員会点検・評価【教育総務課】	区分	継続			
内容	教育委員会の活動や施策について、教育委員会が自ら点検・評価を行い、その結果を市議会に報告し、より開かれた行政と効果的な教育行政を目指します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
教育委員会点検・評価の実施	継続	→				

事業・取組事項	教育情報紙発行【教育総務課】	区分	継続			
内容	教育目標や特色ある教育に取り組む小・中学校の姿勢などを盛り込んだ市民向けの教育情報誌「たち」を年2回発行するとともに、市の教育の全容が分かる「立川の教育」を作成します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
教育情報誌「たち」の発行、「立川の教育」の作成	継続	→				

基本施策 15 教員の資質・能力の向上を図るため、教員経験年数や時代の変化も踏まえ、能力開発型の研修を行う。

事業・取組事項	教員研修【指導課】	区分	充 実			
内 容	教員一人ひとりが、資質・能力の向上を図るとともに、情報化・国際化など時代の変化に対応した能力・技術を身に付けるため、研修機会の充実・拡大を図ります。 ○初任者研修～4年次研修まで若手教員の研修体系の確立 ○教員の教養を深める「達人に学ぶサマーデイズ研修」の実施など					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
教員研修の実施	継続	➔				

基本施策 16 学校施設を開放し、地域における生涯学習等の場として活用を図る。

事業・取組事項	学校施設利用【教育総務課】	区分	継 続			
内 容	社会教育事業や文化事業などに、学校施設を開放します。また、恒久的に学校教育で使用することのない教室等の有効活用を進めます。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
小学校施設利用	継続	➔				
中学校施設利用	継続	➔				
教室等の有効活用の調査・検討	調査・検討	➔				

事業・取組事項	放課後子ども教室事業【子ども育成課】	区分	継 続			
内 容	放課後の安全・安心な居場所を確保し、地域と協力して子どもたちに学習や運動、文化活動、地域交流活動の機会を提供します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
放課後子ども教室事業の実施	継続	➔				

基本施策 17 児童・生徒が安全で快適な学校生活をおくることができるように、教育環境の整備を図る。

事業・取組事項	小・中学校運動場芝生化事業【教育総務課】	区分	充実			
内 容	ヒートアイランド対策や、緑化対策の推進、環境学習、地域コミュニティの形成に寄与するため、地域と学校の連携組織を立ち上げ学校の芝生化を推進します。併せて、緑のカーテン設置事業も推進します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
小・中学校芝生化事業	拡充	→				
緑のカーテン設置事業	拡充	→				

事業・取組事項	小中学校水飲栓直結給水化事業【教育総務課】	区分	充実			
内 容	東京都公立学校水飲栓直結給水化モデル事業を活用し、小中学校の水道管を直結方式に変更します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
公立小学校水飲栓直結給水化モデル事業	実施	→				
公立中学校水飲栓直結給水化モデル事業			→			

事業・取組事項	学校施設の大規模改修【教育総務課】	区分	継続			
内 容	学校の校舎・体育館の長寿命化とライフサイクルコストの削減を図るため、公共施設保全計画に基づき外壁やトイレ、空調設備などの大規模改修を進めます。併せて、学校内のバリアフリー化も進めます。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
学校施設の大規模改修			→			

事業・取組事項	小中学校施設営繕【教育総務課】	区分	継続			
内 容	緊急的な修繕等に対応するため、施設営繕を進めます。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
小学校施設営繕	継続	→				
中学校施設営繕	継続	→				

事業・取組事項	第一小学校建替え事業【教育総務課】	区分	新規			
内 容	老朽化した第一小学校の校舎や体育館を建替え、快適で安心・安全な学校施設にするとともに、地域との連携に寄与する施設の複合化を進めます。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
基本設計		→ 実施				
実施設計			→ 実施			
建替え工事				→ 工事		

事業・取組事項	中学校校舎耐震補強事業【教育総務課】	区分	継続			
内 容	立川市立小中学校校舎耐震化推進計画に基づき、中学校（第七中学校）校舎の耐震補強工事を行います。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
中学校校舎耐震補強事業		→ 工事				

事業・取組事項	学校の適正規模・適正配置の検討【学務課】	区分	新規			
内 容	現況の配置状況等を分析し、教育的視点に立って、小・中学校の適正規模・適正配置を検討します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
現状の配置状況等の調査・分析・検討		→ 調査	→ 分析	→ 検討		

事業・取組事項	学校備品【学務課】	区分	継続			
内 容	老朽化・経年劣化している学校備品を更新し、教育環境の改善を図ります。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
学校備品の更新		→ 継続				

事業・取組事項	新学習指導要領対応教材等の整備【学務課】					区分	充実
内 容	新学習指導要領に対応した教材・教具の整備は、小学校は平成 23 年度からの完全実施に向け、中学校は平成 24 年度の完全実施に向けた整備を引き続き行い、教育環境の整備を図ります。						
	(平成/年度)	22	23	24	25	26	
新学習指導要領対応教材等の整備 (小学校)		→ 整備					
新学習指導要領対応教材等の整備 (中学校)			→ 整備				

事業・取組事項	地上波デジタル放送への対応【学務課】					区分	新規
内 容	平成 23 年 7 月の地上デジタル放送への完全移行に向け、小中学校全校への地上デジタル放送受信状況等の調査結果を踏まえ、視聴環境を整備します。						
	(平成/年度)	22	23	24	25	26	
地上波デジタル放送の視聴環境の整備			→ 実施				

事業・取組事項	教育用パソコンの整備【学務課】					区分	充実
内 容	小・中学校の普通教室等に教育用パソコンを整備し、授業で使える画像や動画など（教育用コンテンツ）を活用した I C T 教育を推進します。						
	(平成/年度)	22	23	24	25	26	
教育用パソコンの整備				→ 充実			

事業・取組事項	校内 L A N 等の整備【学務課】					区分	新規
内 容	普通教室への校内 L A N の敷設を、第一小学校をモデルに推進します。						
	(平成/年度)	22	23	24	25	26	
校内 L A N 等の整備 (第一小学校)					→ 整備		

事業・取組事項	教員用パソコンの一人 1 台環境の整備【学務課】					区分	充実
内 容	小中学校教員に対する一人 1 台パソコンの導入に向け、取り組みます。						
	(平成/年度)	22	23	24	25	26	
教員一人 1 台環境の整備			→ 充実				

事業・取組事項	子どもの安全・安心【学務課】	区分	継続			
内容	市内在住、在籍の新小学校1年生に防犯ブザーを貸与します。また、市立小学校と地域が連携して作成した地域安全マップを児童に配布します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
防犯ブザーの貸与	継続	→				
地域安全マップの配布	継続	→				

事業・取組事項	セーフティ教室【指導課】	区分	継続			
内容	市内全小・中学校で地域と連携したセーフティ教室を実施します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
セーフティ教室の実施	継続	→				

事業・取組事項	自転車運転免許証事業【交通対策課】	区分	継続			
内容	自転車による交通事故の減少に向け、自転車に関するルールとマナーを体感し習得することを目的に、立川警察署や学校、PTA、立川国立地区交通安全協会などと連携し、小学校3年生を対象に学科と実技の指導を行い、合格者に自転車運転免許証を交付します。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
自転車運転免許証事業の実施	継続	→				

事業・取組事項	就学援助・奨励【学務課】	区分	継続			
内容	経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、給食費、校内外活動費等を助成し、就学援助を行うことにより、義務教育を保障するための必要な援助を実施します。また、特別支援学級に在籍又は通級指導学級に通級している児童・生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費として、通学費、宿泊学習参加費等の援助を行います。					
	(平成/年度)	22	23	24	25	26
就学援助認定・否認定	継続	→				

基本施策 18 多様な個性や能力を伸ばすことのできる新しいタイプの学校の設置を検討する。

事業・取組事項	新しいタイプの学校の検討【教育総務課】					区分	継続
内 容	地域の実情に応じた特色ある教育の場を設け、子どもの個性を尊重しつつ地域住民や保護者の意向を反映した学校運営を実現するため、学校評議員制度の充実など、開かれた学校のあり方について検討します。						
	(平成/年度)	22	23	24	25	26	
新しいタイプの学校の検討		調査	→	検討	→	→	→

基本施策 19 学校教育に対する地域の協力支援態勢を整え、教育活動の充実を図る。

事業・取組事項	立川教育フォーラム【指導課】					区分	継続
内 容	立川教育フォーラムに地域・家庭等の市民が参加することにより、各学校の教育活動への特色ある取組を伝えるとともに、立川市の教育についてともに考え、教育の質の向上を図ります。						
	(平成/年度)	22	23	24	25	26	
立川教育フォーラムの実施		継続	→	→	→	→	見直し

事業・取組事項	人権教育総合推進地域事業によるPTA等との連携【指導課】					区分	継続
内 容	人権教育への理解を深めるため、市民参加の「人権教育推進イベント」を開催し、啓発を図ります。						
	(平成/年度)	22	23	24	25	26	
人権教育推進イベントの実施		継続	→	→	→	→	→

事業・取組事項	研究発表会における市民参加の促進【指導課】					区分	継続
内 容	小・中学校全校が研究校の指定を受け、各学校が学校や地域の特色を生かした独自の教育活動を工夫し、研究を推進します。また、研究発表会に地域・家庭等の市民が参加することにより、立川市の教育についてともに考え、教育の質の向上を図ります。						
	(平成/年度)	22	23	24	25	26	
各学校による研究発表会の実施		継続	→	→	→	→	→

《取組指標》

取組指標		現状（平成21年度）	平成26年度
①	教員研修の参加教員数	延べ949人	延べ1,000人
②	学校ボランティアの活用数	延べ14,276人	延べ20,000人
③	防犯ブザーの貸与者率	97.1%	99%
④	児童・生徒数に対する教育用パソコンの配備率	15.6人に1台	10人に1台
⑤	教員定数に対するパソコン配備率	85%	100%
⑥	小・中学校運動場芝生化の実施校	5校	10校
⑦	学校施設の利用者数	小学校 25,951人 中学校 2,197人	小学校 27,300人 中学校 2,400人

第4章 計画の推進にあたって

1 教育行政の推進

学校教育行政の着実な推進にあたっては、合議制の執行機関である教育委員会がその責任を十分果たし、市民の期待に応えつつ、教育に関する施策等を公正かつ適正に行うことが必要です。

市教育委員会では、これまで、教育委員会会議の透明性を高めるために、教育委員会会議の公開や会議の開催日時、議事内容の公開などを行ってきました。

また、学校や地域の状況を把握するため、学校研究発表会への参加や学校関係者・地域住民との意見交換などを行ってきました。今後も教育委員会制度の趣旨を踏まえた取組を一層充実していきます。

2 市長部局との連携・協力

食育の推進や特別支援教育、環境教育、青少年健全育成など担当する市長部局と連携・協力して取り組むことで、より一層の効果が期待できる施策・事業については、相互に連携した事業展開を行っていきます。

3 ※³⁷PDCAサイクル等による計画の改善

計画の効果的かつ着実な実施に向け、取組指標による定期的な点検と見直しを行うなど、PDCAサイクルに基づき評価・分析し、実効性のある計画とするとともに、幅広い市民の参画を得て施策を推進するため、市民意見の把握に努め、計画の改善に反映させていきます。

また、社会状況の変化等により新たに検討が必要となる課題については、適時適切に検討を行い事業計画に位置づけるなど、迅速に対応していきます。

併せて、学校評価システムの実践研究や教育委員会の活動状況の点検・評価を通して、学校の組織運営体制の整備や教育委員会の機能の強化を図っていきます。

4 立川市第3次長期総合計画等との整合

本計画は立川市第3次長期総合計画の分野別個別計画であることから、第3次長期総合計画や他の関連計画との整合をとりつつ計画を推進します。

資料

- 1 用語解説
- 2 基礎データ
- 3 計画策定体制
- 4 計画策定経過

資 料

1 用語解説

番号	語 句	説 明
※1 (1頁)	いじめ	<p>「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされているが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことに留意する必要がある。</p> <p>【「いじめの問題への取組の徹底について」平成18年10月19日付文部科学省初等中等局長通知】</p> <p>なお、「児童生徒の問題行動等指導上の諸問題に関する調査」においては、平成19年度から「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」と定義している。</p>
※2 (1頁)	生きる力	<p>変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい時代を担う子どもたちにとって、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力【中央教育審議会答申（平成20年1月）】で、「確かな学力」「豊かな人間性」及び「健やかな体」のバランスが重視される。</p> <p>平成8年7月に示された第15期中央教育審議会（当時）第1次答申（平成8年7月）において初めて提言され、ここでは「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力であり」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」であり、「たくましく生きるための健康や体力が不可欠である」とされた。</p>
※3 (1頁)	確かな学力	<p>平成19年に改正された学校教育法に示された「①基礎的・基本的な知識・技能 ②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力 ③学習に取り組む意欲」の3要素が有機的に結びついた力。平成8年7月に示された第15期中央教育審議会（当時）第1次答申（平成8年7月）において提言されたもので、「生きる力」の知の側面とした。</p>

番号	語句	説明
※4 (1頁)	少人数指導	基礎学力の向上ときめ細やかな指導を行うため、学級数を超える少人数の学習集団を弾力的に編成し、複数の教員がそれぞれの専門性を活かし、協力して指導を行うもの。学習集団の編成にあたっては、児童生徒の習熟の程度や興味・関心等に応じて学習集団を編成する。
※5 (1頁)	チームティーチング	個に応じた多様な教育を行うために、一斉授業に加えて適宜、個別指導、グループ指導等を導入し、複数の教員がそれぞれの専門性を活かし、協力して指導を行うもの。同一学級内で、児童生徒の習熟の程度等に応じた指導や興味・関心に応じて学習課題の選択等を活かす指導、観察・実験及び野外活動などの体験的な学習における指導等において行うことが多い。
※6 (1頁)	I C T教育	各教科等の授業等において、コンピュータやネットワークなどの情報通信技術を活用して行う、情報 (information)、手段と交流 (communication)、手段の技術 (technology)に関する教育。※ I C T (Information and Communication Technology=情報通信技術)
※7 (2頁)	特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた多面的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。【中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（平成17年12月）】 国においては、学校教育法の改正に伴って、平成19年4月から障害のある児童・生徒等の教育を「特別支援教育」として、それぞれの教育の場で適切に行われることとなった。
※8 (2頁)	学校評議員	学校運営及び教育活動について、保護者、地域住民等の意向を的確に把握し、より一層地域に開かれた学校づくりを推進するために設置する。【立川市学校評議員設置要綱】学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。平成12年の学校教育法施行規則改正に伴い、各学校での設置が可能になったもの。評議員は校長の推薦により、教育委員会が委嘱している。

番号	語句	説明
※9 (2頁)	単位制高校	学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を取得すれば卒業が認められる高等学校。卒業時に必要単位数（最低 74 単位以上で各高等学校が定める単位数）を取得すると卒業することができる。昭和 63 年度から定時制・通信制課程において導入され、平成 5 年度からは全日制課程においても設置が可能になった。
※10 (2頁)	中高一貫教育校	中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育を実現するため、平成 11 年度から設置者の判断で導入することが可能になった。設置の形態としては、①修業年限 6 年の学校として一体的に中高一貫教育を行う中等教育学校中学校 ②同一の設置者による中学校と高等学校を接続する併設型中高一貫教育校 ③市町村立中学校と都立高等学校など、異なる設置者による中学校と高等学校が教育課程の編成や教員・生徒間交流などの面で連携を進める形で中高一貫教育を実施する連携型中高一貫教育校の三つがある。都立中高一貫教育校は平成 17 年度から順次、設置が進められている。
※11 (2頁)	進学指導重点校	東京都教育委員会が、過去に進学実績があり、進学指導の組織的取組ができる都立高等学校を指定するもので、平成 19 年 4 月から平成 25 年 3 月までの 6 年間の指定期間においては、7 校が指定されている。各指定校においては、生徒を難関大学に進学させるだけでなく、知・徳・体のバランスのとれた人格の形成を目指しながら、高い学力を身に付けさせ、生徒の自己実現を図れるよう進学実績の向上に取り組んでいる。
※12 (2頁)	教育基本法の改正	教育基本法の制定から 60 年近くが経ち、21 世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指した教育改革を着実に進めるため、平成 18 年 12 月 15 日、国会において新しい教育基本法が可決・成立し、同 22 日に公布・施行された。 改正された教育基本法では、従来の教育理念に加え、生涯学習の理念が明記されているほか、「義務教育」、「学校教育」、「教員」、「社会教育」、「政治教育」、「宗教教育」の規定を見直すとともに、「大学」、「私立学校」、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の規定が追加された。更に、国が教育振興基本計画を策定し、地方公共団体が国の計画を斟酌し、その地域の実情に応じて

番号	語句	説明
		基本計画を定めるよう努めることが規定された。
※13 (2頁)	学習指導要領	全国的に一定の教育水準を確保する観点から、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法に基づいて定めるもの。小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度からそれぞれ、平成20年3月に告示された学習指導要領による教育課程の編成・実施が行われる。
※14 (4頁)	教育課程	学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。
※15 (5頁)	小・中学校の連携教育	小・中学校が義務教育の9年間を見通し、教育の目標・内容・方法等や児童生徒の理解を深め、相互の連携を図ることにより、学校生活をより豊かにするとともに、児童生徒の人間関係や経験を広げる等広い視野にたった教育活動の推進と児童生徒に対する一貫性のある教育の推進を図る。
※16 (6頁)	道徳教育推進教師	道徳教育の推進を主に担当する教師。学校教育全体で取り組む道徳教育の実質的な充実を図る観点から、校長の方針の下に、全教師が協力して道徳教育を展開するための中心として、道徳教育の指導計画の作成に関することをはじめ、道徳教育が円滑に推進され、充実していくように働き掛けていくことが期待される。
※17 (7頁)	不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあること。但し、病気や経済的な理由による者は除く。
※18 (7頁)	学校・学級特別指導員	学校・学級の運営の安定を図るために、要請があった学校を対象に、原則として40日以内で指導員を配置し、個別相談や見回り、教員の補助的業務を行う。立川市教育委員会が実施する学校支援事業の一つ。
※19 (7頁)	スクールカウンセラー	学校における教育相談体制等の機能の充実のために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する臨床心理士などを学校に配置する。児童・生徒を対象とした教育相談、カウンセリングの他、教員及び保護者への助言・援助等を行う。東京都では全中学校に配置している。また、立川市では小学校への配置を進めている。

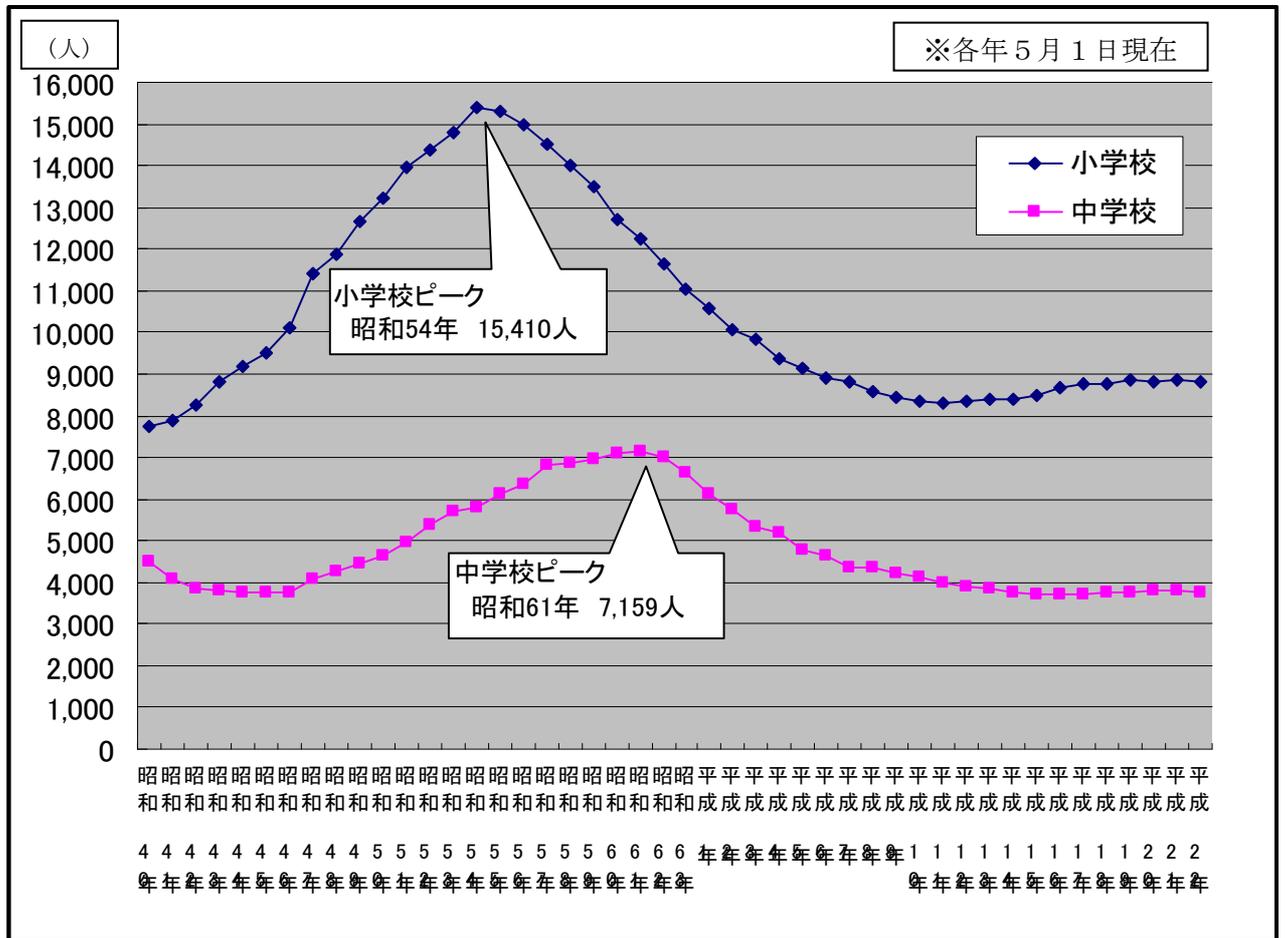
番号	語句	説明
※20 (7頁)	ハートフルフレンド	児童生徒の兄や姉に近い世代として、各学校に配置する心理学等を専攻する大学院生。子どもたちと触れ合い、ともに遊び、相談相手となり、児童生徒の理解者となり援助者となることで子どもたちの自主性や社会性を伸ばす。立川市教育委員会が実施する学校支援事業の一つ。
※21 (7頁)	教科担任制	各教師が特定の教科等を担当して、児童生徒の指導を行う。中学校では教科担任制をとっているが、小学校においても指導法の工夫として取り入れることもできる。教師の専門性を生かした指導が期待できる。
※22 (7頁)	教育相談員	一人ひとりの児童生徒の教育上の問題について、本人またはその保護者などに、その望ましい在り方を助言するための相談に応じる。各区市等の教育相談機関には臨床心理士の資格をもった者や教職経験豊かな者等を教育相談員として配置されている。対応する課題は適応指導や進路相談等が多い。
※23 (7頁)	特別支援教育支援員	通常の学級において、支援や配慮を必要とする児童生徒に対し、大学生等が担任教諭等の補助として、配慮や支援が必要な子どもに学校生活全般の教育的支援を行う。立川市教育委員会が実施する学校支援事業の一つ。
※24 (7頁)	通訳協力員	立川市立学校に入学した日本語の理解が十分でない児童生徒への支援として、授業の通訳や家庭との連絡文書の翻訳等を行う。立川市教育委員会が実施する学校支援事業の一つ。
※25 (7頁)	特別支援教育学生支援員	特別支援学級（固定）設置校に大学生等を週1日程度希望により配置し、支援や配慮が必要な子どもへの支援を行う。立川市教育委員会の実施する学校支援事業の一つ。
※26 (7頁)	スクールインターシップの学生	立川市と協定を結んだ大学に在学する教職を目指す学生を市内小・中学校に配置し、学校の教育活動の支援をするとともに、大学の実習の一環とする事業。その他、臨床心理士を目指す大学院生を通級の情緒障害学級に配置する例もある。
※27 (8頁)	外国人英語等教育補助員(A L T)	小学校における外国語活動、中学校における英語科の授業において、学級担任または教科等担当教員の指導の下、チームティーチング等により授業の補助を行う外国語指導助手。 ※A L T (Assistant Language Teacher の略)

番号	語句	説明
※28 (8頁)	キャリア教育	<p>児童生徒の発達段階に応じた勤労観・職業観を身に付け、明確な目的意識をもって人生を切り開くことができるよう、学校教育において働くことの意義や尊さを理解させる教育。【文部科学省白書（平成21年）より抜粋】</p> <p>一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育成することを通して、キャリア発達を促す教育。【中央教育審議会「キャリア教育・職業教育特別部会」平成22年】</p>
※29 (8頁)	特色ある学校づくり	<p>各学校が児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、地域や子どもの実態に応じながら、創意工夫を生かした教育活動を中心に学校づくりを行う。</p>
※30 (9頁)	総合的な学習の時間	<p>横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする時間。平成14年度教育課程から、小・中学校において全面実施されるようになった。</p>
※31 (21頁)	適応指導教室	<p>不登校等の子どもに対する指導と学校生活への復帰を支援するため、在籍校と連携をとりながら学校以外の場所や学校の余裕教室などにおいて、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を行うために設置した教室。</p>
※32 (21頁)	スクールサポート・アシスタント (登校支援員)	<p>不登校の解消や未然防止に向け、中学校期の学校不適應に対する個別の対応や小中学校の円滑な接続への具体的な支援を行う。立川市では全中学校と小学校2校に週3日間配置している。</p>
※33 (24頁)	学校生活協力員	<p>全小学校の第1学年に、新学期開始後40日間配置し、学級担任等の補助として、入学時の児童の学校生活への適応を支援する。立川市教育委員会が実施する学校支援事業の一つ。</p>
※34 (24頁)	教育人材バンク	<p>授業指導や学校行事、クラブ活動・部活動等の様々な教育活動をサポート（支援）する人材を登録し、学校に紹介する制度。東京都教育委員会の人材バンクには、大学生や退職教員、スポーツ指導者など多くの人材の登録がある。</p>

番号	語句	説明
※35 (30 頁)	学校図書館支援指導員	全小学校に司書の資格をもつ支援員を週 2 日間配置し、読書活動に関する支援や教員への資料提供、図書室の環境整備や蔵書点検等を行う。立川市教育委員会が実施する学校支援事業の一つ。
※36 (30 頁)	学校図書室協力員	全中学校に配置し、図書室の図書貸出や返却業務、図書の整理、その他学校図書室に関する業務の支援を行う。立川市教育委員会が実施する学校支援事業の一つ。
※37 (40 頁)	P D C A サイクル	統計学を応用した企業の品質管理の手法で、米国の統計学者デミングにより提唱された。近年では、学校経営の手法として、Plan（目標・計画）を Do（実行）し、Check（評価）して Action（改善）の繰り返しによって改善を図る。平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申においても教育課程改善のための P D C A サイクルの確立を求めた。

2 基礎データ

① 児童・生徒数の推移



【小学校】

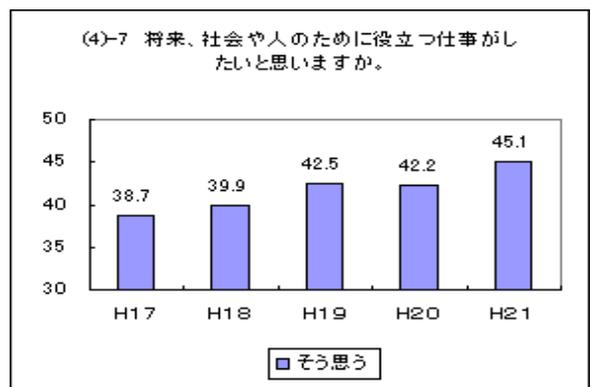
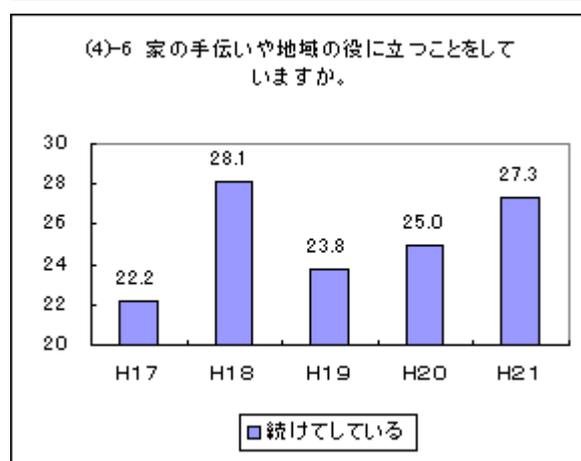
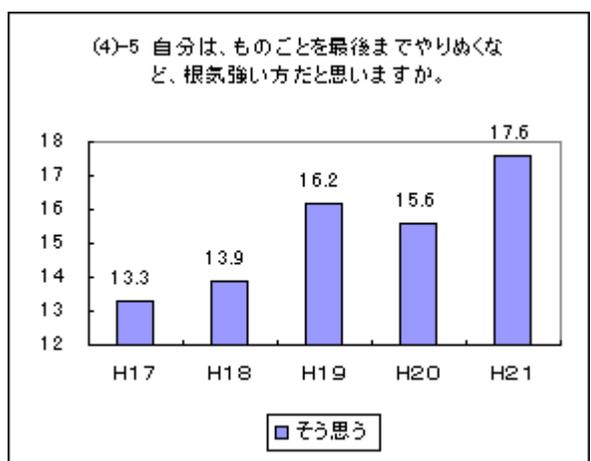
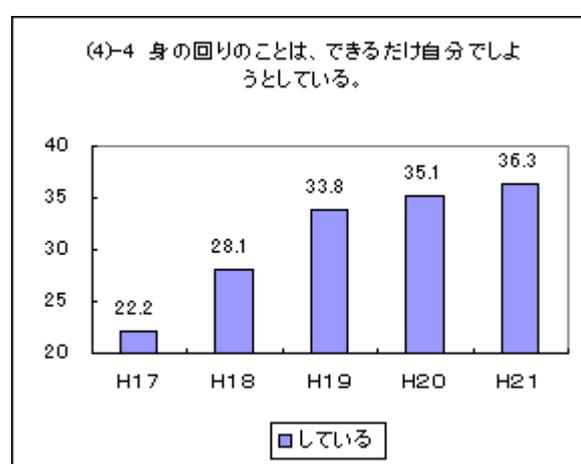
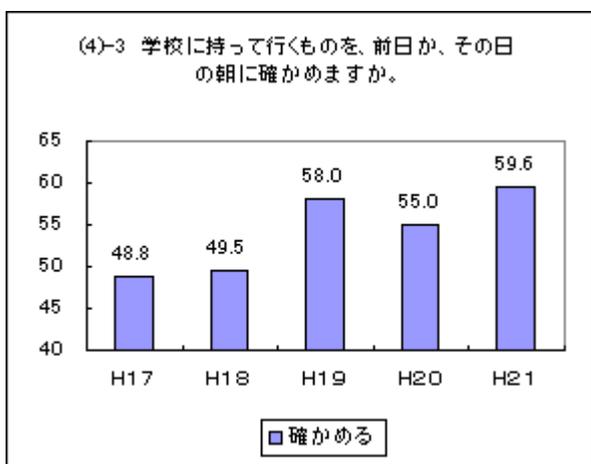
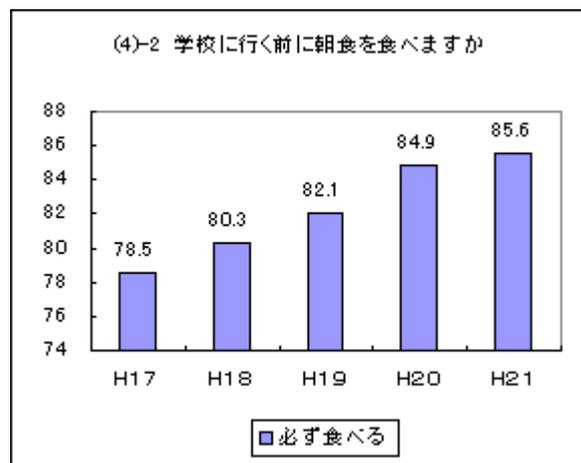
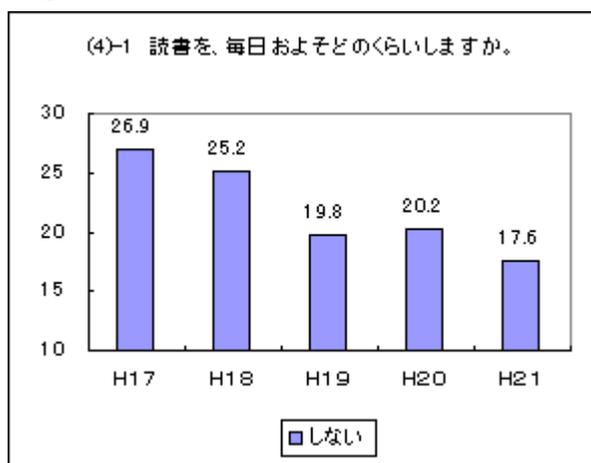
年次	児童数		
	総数	男	女
昭和40年	7,752	3,987	3,765
昭和45年	9,580	4,987	4,593
昭和50年	13,223	6,882	6,341
昭和55年	15,304	7,962	7,342
昭和60年	12,711	6,513	6,198
平成2年	10,061	5,187	4,874
平成7年	8,790	4,417	4,373
平成12年	8,329	4,299	4,030
平成17年	8,784	4,462	4,322
平成22年	8,834	4,572	4,262

【中学校】

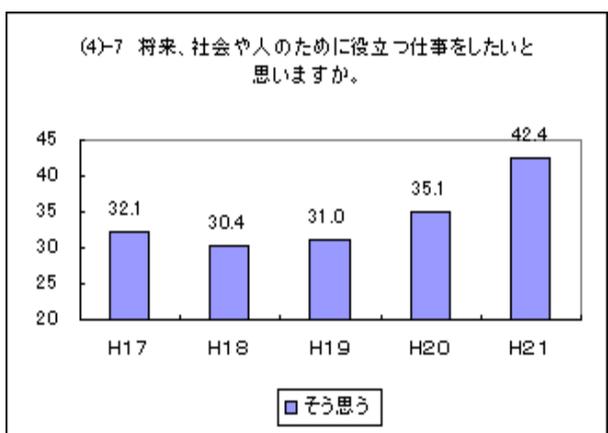
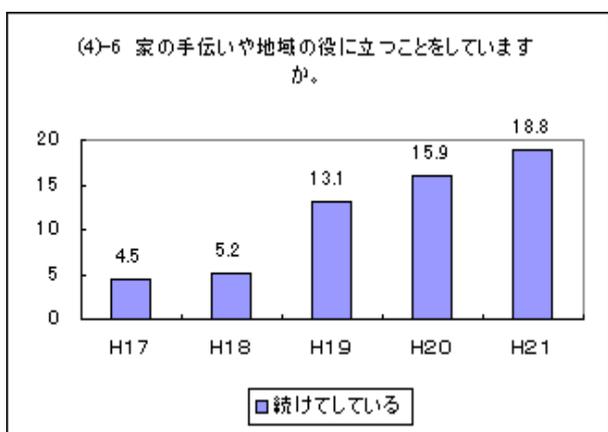
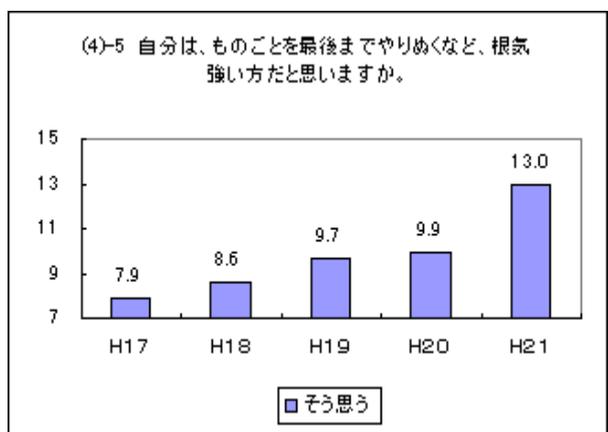
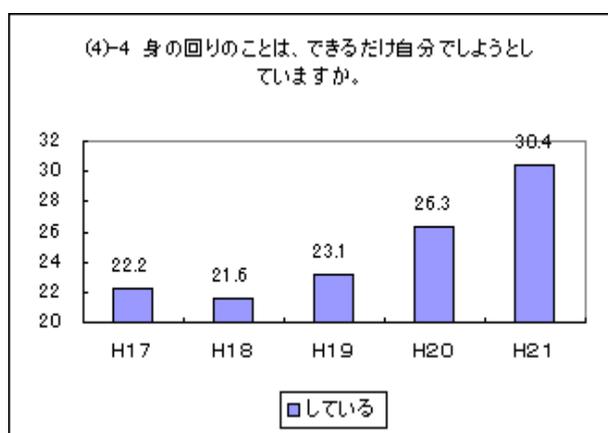
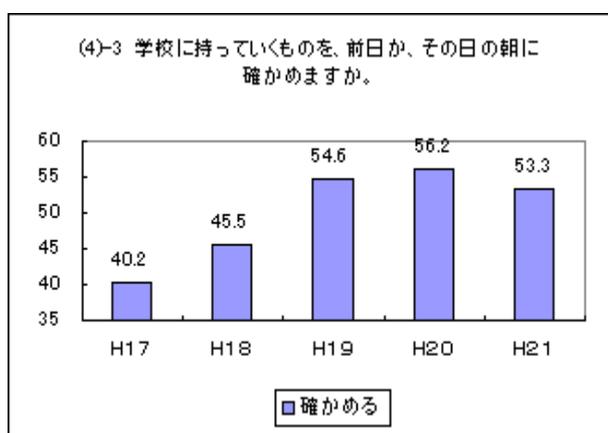
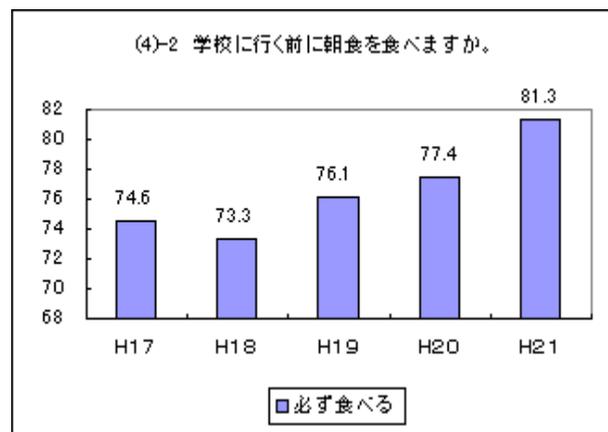
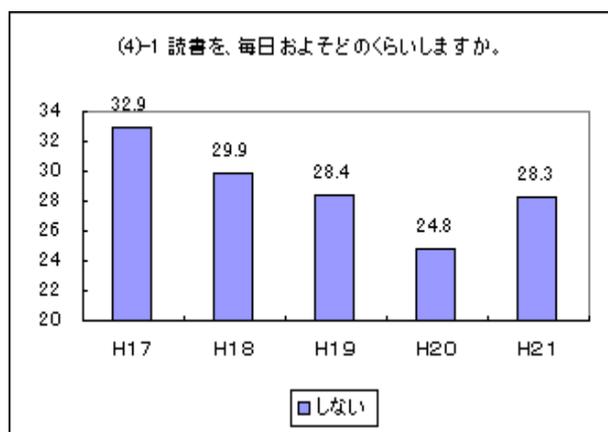
年次	生徒数		
	総数	男	女
昭和40年	4,520	2,385	2,135
昭和45年	3,759	1,966	1,793
昭和50年	4,651	2,408	2,243
昭和55年	6,118	3,195	2,923
昭和60年	7,077	3,747	3,330
平成2年	5,731	2,976	2,755
平成7年	4,367	2,221	2,146
平成12年	3,880	1,973	1,907
平成17年	3,706	1,895	1,811
平成22年	3,756	1,888	1,868

② 基本的生活習慣

＜小学5年生「生活に関する意識調査」＞ ※東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果



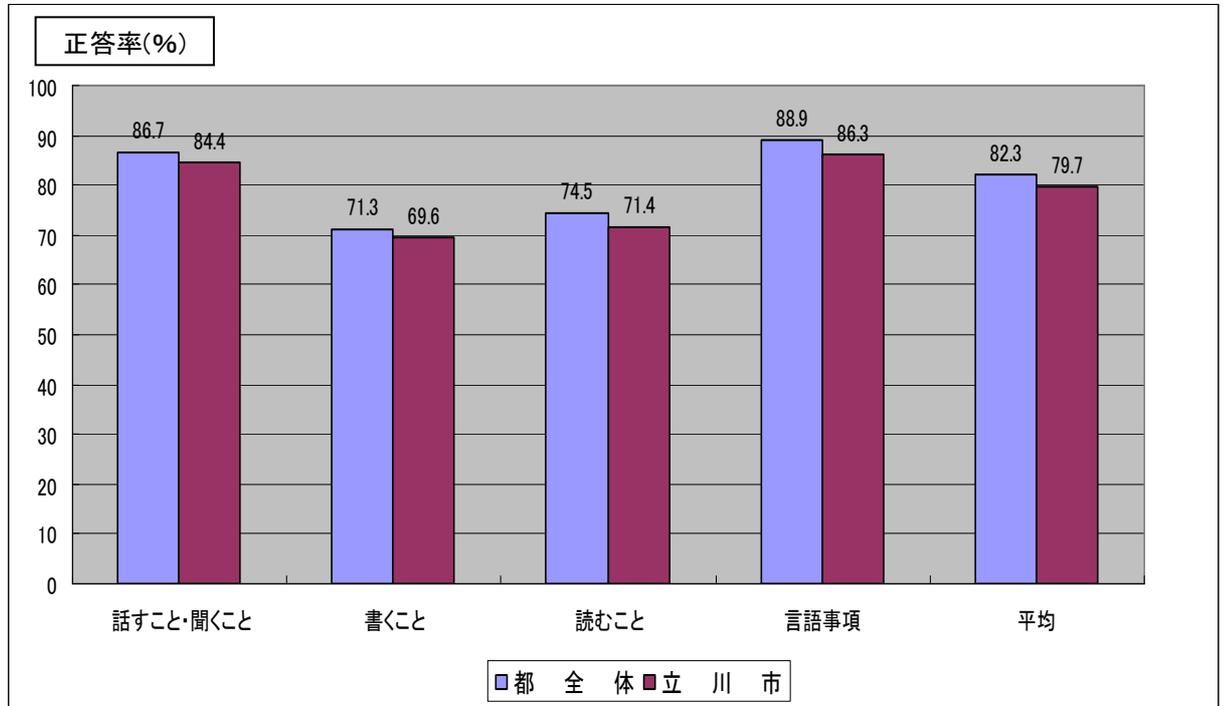
< 中学2年生「生活に関する意識調査」 > ※東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果



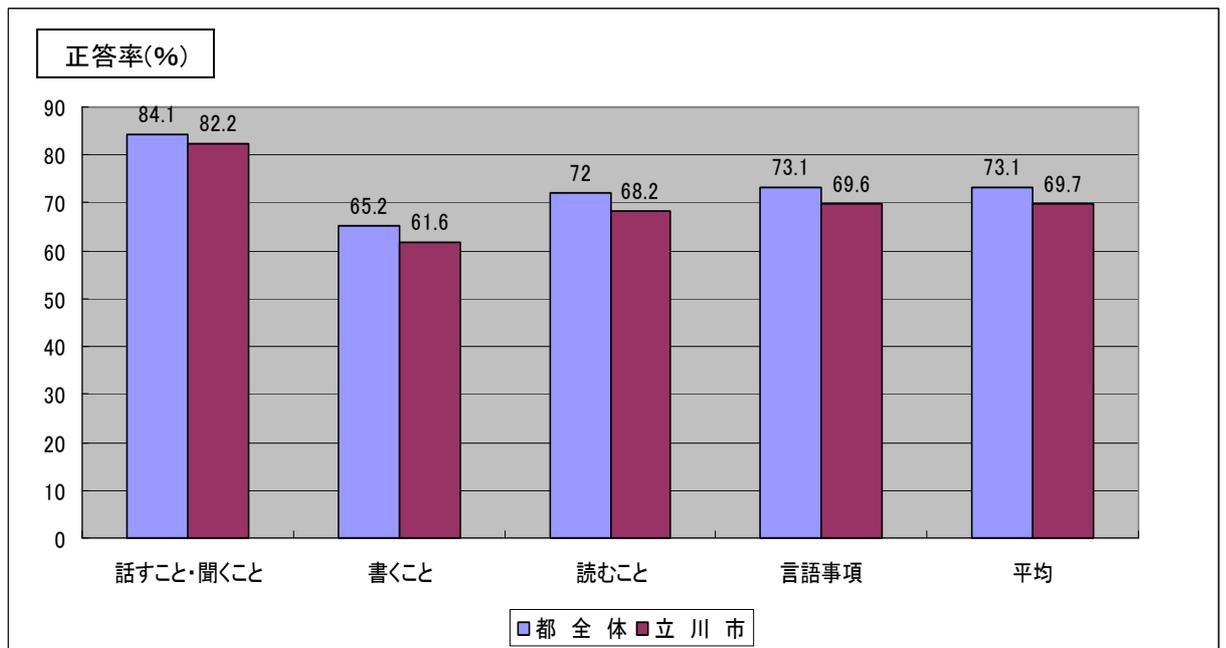
③ 学力

＜基礎的・基本的な事項に関する調査（国語）＞

【小学4年生】



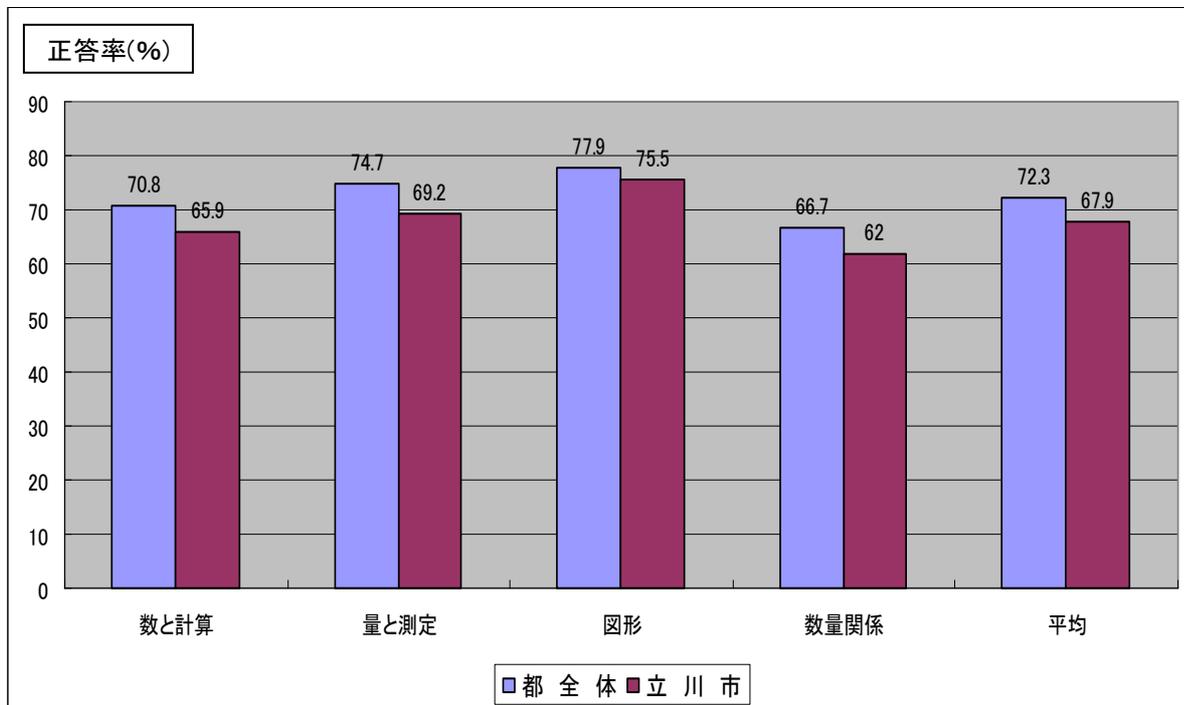
【中学1年生】



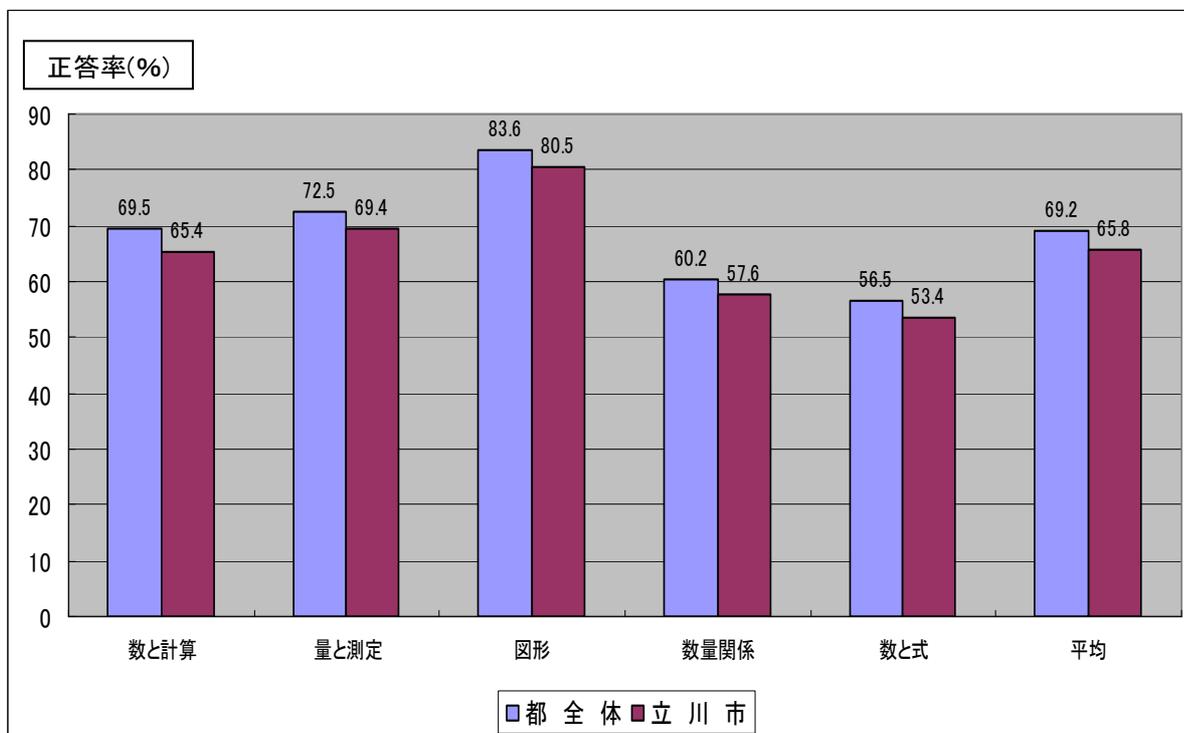
※東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果（平成21年度）

<基礎的・基本的な事項に関する調査（算数・数学）>

【小学4年生】

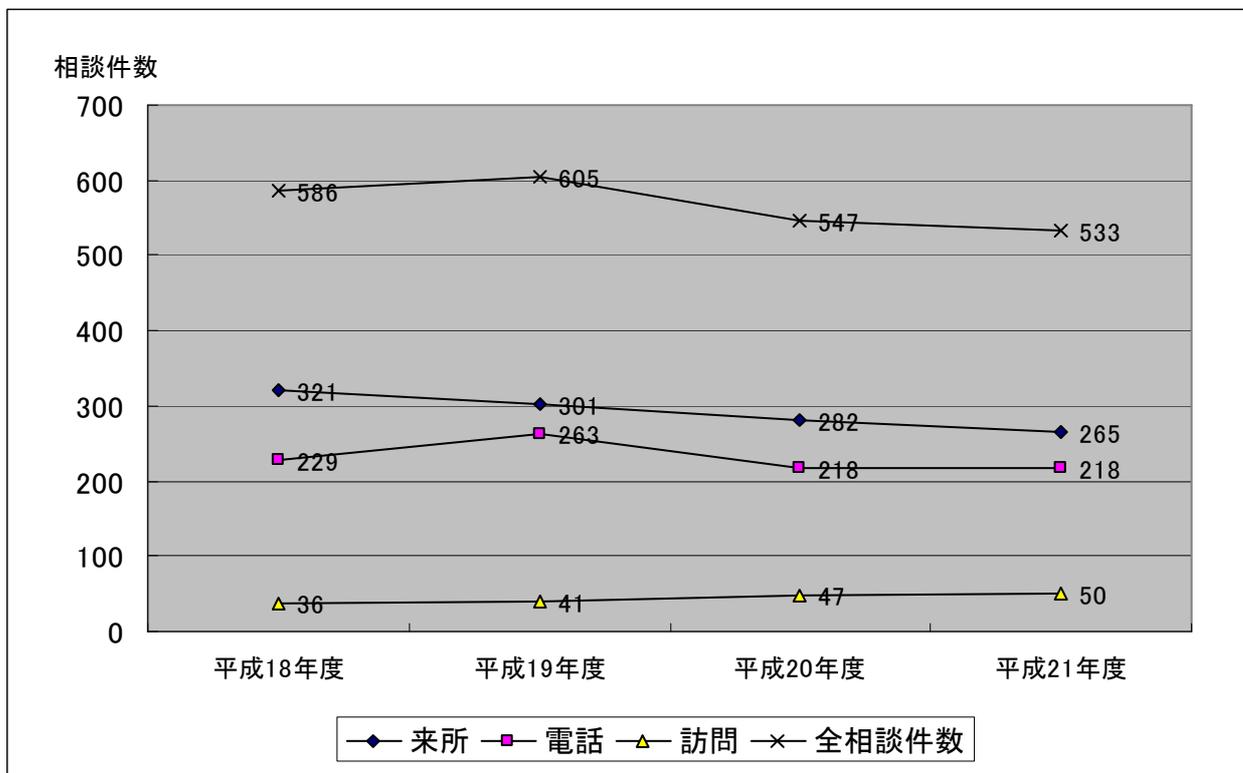


【中学1年生】



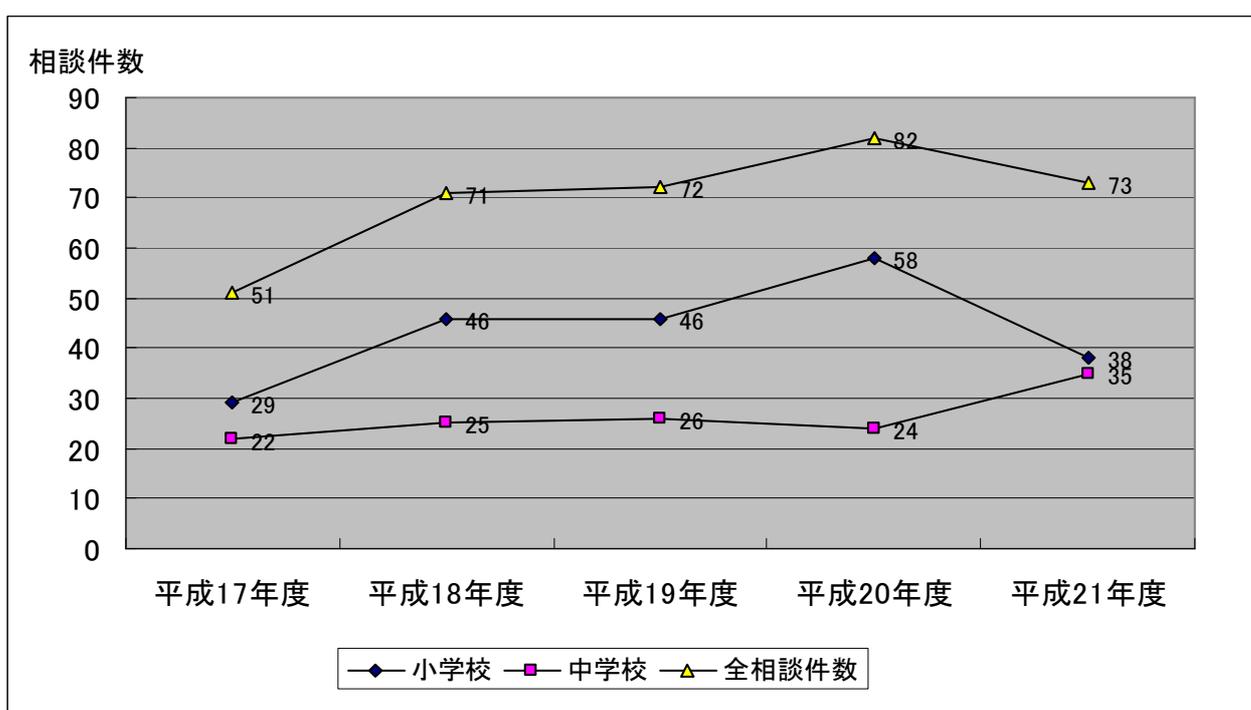
※東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果（平成21年度）

④ 教育相談件数の推移

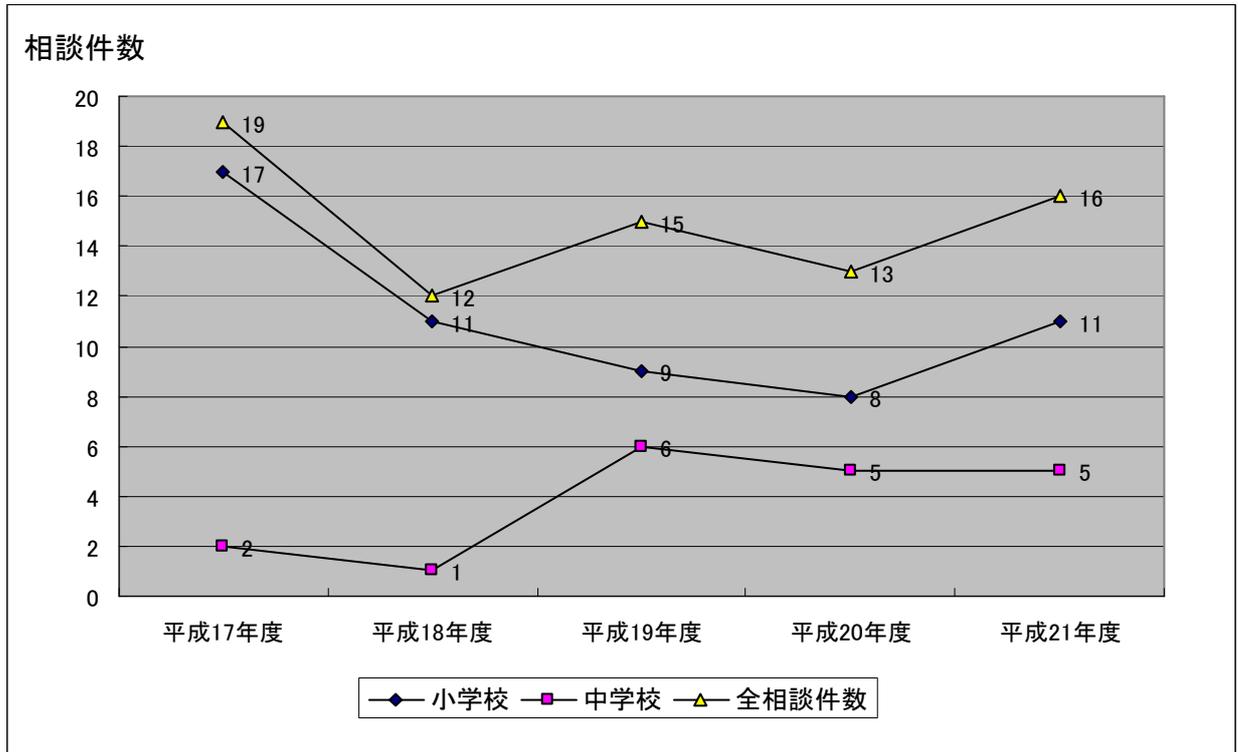


⑤ 就学・転学相談件数の推移

<就学相談>



<転学相談>



⑥ 小・中学校における暴力行為の発生件数（東京都全体との比較）

<小学校>

年 度	立 川 市					東 京 都				
	対教師	生徒間	対 人	器 物	合 計	対教師	生徒間	対 人	器 物	合 計
平成 17 年度	2	1	0	0	3	15	17	4	29	65
平成 18 年度	1	1	0	1	3	28	65	4	46	143
平成 19 年度	0	1	1	0	2	49	121	10	61	241
平成 20 年度	0	5	0	0	5	43	226	10	85	364
平成 21 年度	8	3	0	6	17	36	165	11	70	282

<中学校>

年 度	立 川 市					東 京 都				
	対教師	生徒間	対 人	器 物	合 計	対教師	生徒間	対 人	器 物	合 計
平成 17 年度	0	0	0	0	0	95	319	38	218	670
平成 18 年度	8	27	5	5	45	185	623	47	325	1,180
平成 19 年度	11	34	1	49	95	208	798	68	391	1,465
平成 20 年度	17	29	1	22	69	278	985	75	517	1,855
平成 21 年度	12	53	4	40	109	293	1,146	69	641	2,149

※文部科学省「児童・生徒の問題行動調査」結果

⑦ 小・中学校におけるいじめの認知件数（東京都全体との比較）

<小学校>

年 度	立 川 市			東京都
	件 数	一定の解消が図られたが、継続支援中	解消に向けて取組中	件 数
平成 17 年度	7	0	0	289
平成 18 年度	47	4	2	3,841
平成 19 年度	35	4	5	1,970
平成 20 年度	26	0	2	1,508
平成 21 年度	49	8	1	1,678

<中学校>

年 度	立 川 市			東京都
	件 数	一定の解消が図られたが、継続支援中	解消に向けて取組中	件 数
平成 17 年度	0	0	0	597
平成 18 年度	55	7	4	2,759
平成 19 年度	55	4	4	2,052
平成 20 年度	73	8	0	1,772
平成 21 年度	87	14	10	1,798

<全小・中学校におけるいじめの出現率>

年 度	立 川 市		東 京 都	
	出現率	解消した児童・生徒を除く出現率	出現率	解消した児童・生徒を除く出現率
平成 17 年度	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
平成 18 年度	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%
平成 19 年度	0.7%	0.7%	0.5%	0.5%
平成 20 年度	0.8%	0.1%	0.4%	0.1%
平成 21 年度	1.0%	0.2%	0.4%	0.3%

※文部科学省「児童・生徒の問題行動調査」結果

⑧ 小・中学校における不登校の状況（30日以上欠席した児童・生徒数）

<小学校>

年 度	立 川 市			東 京 都	
	児童数	指導の結果、登校できるようになった	指導中、好ましい変化がみられるようになった	児童数	指導の結果、登校できるようになった
平成17年度	47	18	13	1,771	521
平成18年度	25	4	11	1,871	580
平成19年度	26	10	7	1,880	549
平成20年度	32	5	8	1,838	530
平成21年度	38	10	6	1,871	619

<中学校>

年 度	立 川 市			東 京 都	
	生徒数	指導の結果、登校できるようになった	指導中、好ましい変化がみられるようになった	生徒数	指導の結果、登校できるようになった
平成17年度	130	20	11	6,765	1,617
平成18年度	158	35	39	7,049	1,705
平成19年度	192	52	28	7,192	1,765
平成20年度	186	76	25	7,079	1,847
平成21年度	162	54	35	7,038	1,951

<全小・中学校における不登校の出現率>

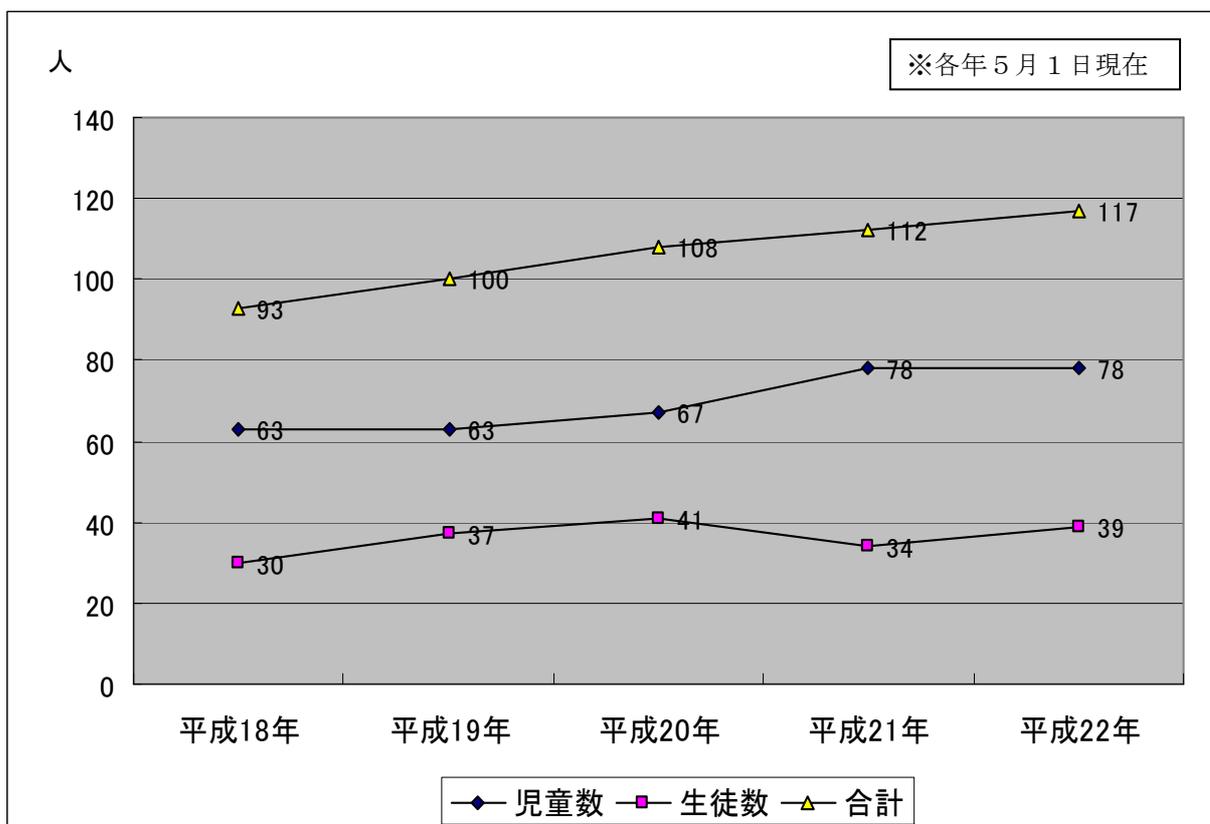
年 度	立 川 市		東 京 都	
	出現率	解消した児童・生徒を除く出現率	出現率	解消した児童・生徒を除く出現率
平成17年度	1.4%	1.1%	1.0%	0.7%
平成18年度	1.5%	1.2%	1.0%	0.8%
平成19年度	1.7%	1.2%	1.0%	0.8%
平成20年度	1.7%	1.1%	1.1%	0.8%
平成21年度	1.6%	1.1%	1.1%	0.8%

<学校復帰率>

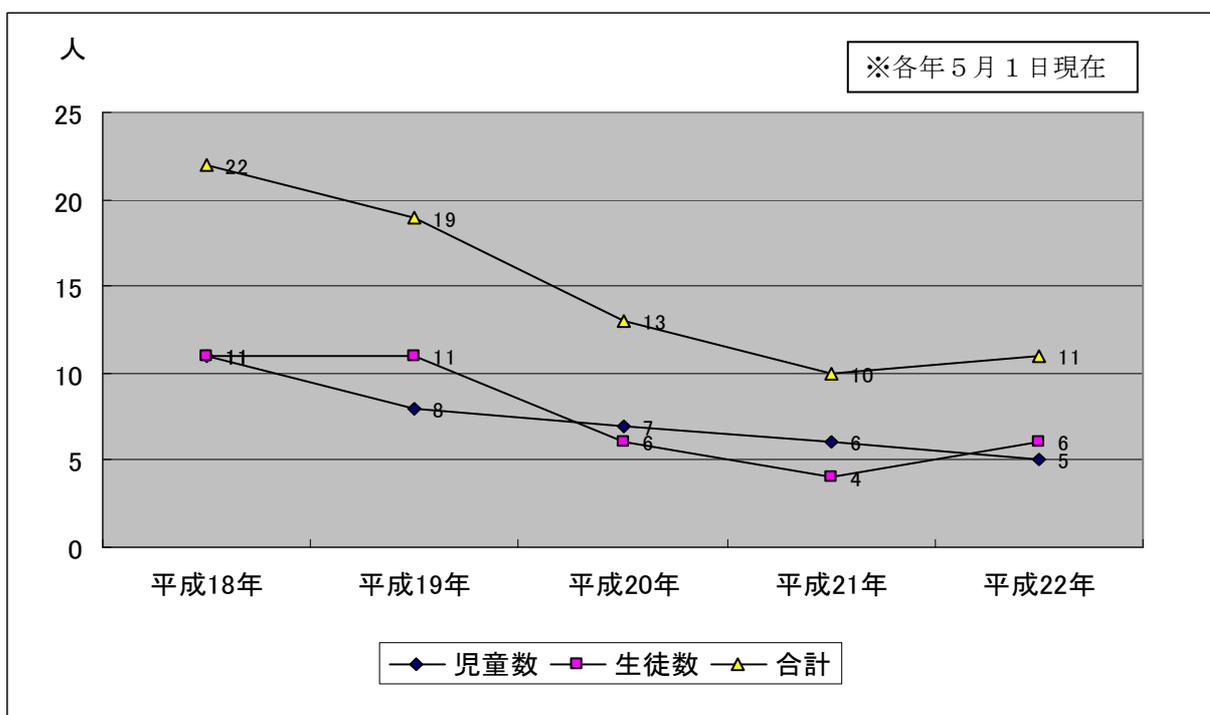
年 度	立 川 市	東 京 都
平成17年度	21.5%	25.0%
平成18年度	21.3%	25.6%
平成19年度	28.4%	25.5%
平成20年度	37.2%	26.7%
平成21年度	32.0%	28.8%

※文部科学省「児童・生徒の問題行動調査」結果

⑨ 特別支援学級（固定）の児童・生徒数の推移



⑩ 適応指導教室の児童・生徒数の推移



⑪ 公立小学校卒業生進学状況（平成21年3月）

地区名	卒業生	都内の中学校への進学者					都外	その他	国・都・私立進学者割合
		公立	特別支援学校	都立	国立	私立			
立川市	1,485	1,235	6	26	3	205	10		15.76%
八王子市	5,007	4,493	6	25	8	436	36	3	9.37%
武蔵野市	904	630	1	6	6	246	15		28.54%
三鷹市	1,348	1,061	0	12	7	255	7	6	20.33%
青梅市	1,394	1,280	1	7	0	98	8		7.53%
府中市	2,005	1,722	5	17	9	235	17		13.02%
昭島市	971	879	0	2	1	81	7	1	8.65%
調布市	1,575	1,217	2	8	8	322	18		21.46%
町田市	3,697	3,080	10	12	4	308	280	3	8.76%
小金井市	849	730	1	5	2	106	3	2	13.31%
小平市	1,616	1,353	1	17	4	228	13		15.41%
日野市	1,415	1,237	5	19	3	143	6	2	11.66%
東村山市	1,306	1,155	2	14	3	115	15	2	10.11%
国分寺市	905	692	4	10	4	192	3		22.76%
国立市	591	460	2	12	1	107	7	2	20.30%
福生市	511	449	2	4	1	50	2	3	10.76%
狛江市	496	407	0	1	1	82	5		16.94%
東大和市	768	689	6	1	0	68	3	1	8.98%
清瀬市	643	581	2	3	2	51	4		8.71%
東久留米市	1,008	892	2	5	2	99	7	1	10.52%
武蔵村山市	697	636	2	4	1	50	3	1	7.89%
多摩市	1,121	941	1	5	1	161	11	1	14.90%
稲城市	831	666	2	5	5	111	42		14.56%
羽村市	570	534	0	3	0	31	2		5.96%
あきる野市	794	732	2	5	1	53	1		7.43%
西東京市	1,611	1,281	4	10	2	301	12	1	19.43%
市部計	34,118	29,032	69	238	79	4,134	537	29	13.05%
区部計	57,892	43,774	111	605	254	12,031	1,005	112	22.27%
区・市合計	92,010	72,806	180	843	333	16,165	1,542	141	18.85%

※東京都「公立学校統計調査報告書（平成21年度）」

⑫ 学校施設の現況

<小学校>

平成 22

年 4 月 1 日

学 校 名	創立年月日	敷地面積	校 舎		体 育 館		教 室 数	
			面 積	建築年月	面 積	建築年月	普通	特別
第一小学校	明 3. 3. 3	12,602 m ²	4,800 m ²	昭 33. 3	696 m ²	昭 45. 3	14	13
第二小学校	昭 4. 9. 2	13,231	6,072	昭 40. 3	852	昭 55. 1	13	16
第三小学校	昭 12. 1. 8	11,808	5,419	昭 41. 3	871	昭 58. 3	18	10
第四小学校	昭 15. 11. 25	15,141	5,586	昭 38. 3	883	昭 61. 3	15	13
第五小学校	昭 15. 11. 27	15,624	5,786	昭 39. 3	868	昭 60. 3	19	13
第六小学校	昭 25. 2. 1	11,137	5,225	昭 40. 8	868	昭 60. 3	12	12
第七小学校	昭 33. 4. 1	15,227	3,899	昭 40. 3	921	平 1. 3	7	11
第八小学校	明 33. 7. 27	19,724	7,202	昭 40. 3	1,041	昭 51. 6	18	17
第九小学校	明 5. 5.	12,370	5,602	昭 41. 3	725	昭 44. 2	20	13
第十小学校	昭 40. 4. 1	15,716	4,531	昭 38. 3	767	昭 48. 3	14	10
けやき台小学校	昭 41. 9. 1	15,977	7,233	昭 41. 3	713	昭 43. 2	15	16
西砂小学校	昭 42. 4. 1	14,978	5,373	昭 42. 3	710	昭 44. 12	18	8
南砂小学校	昭 45. 4. 1	9,626	4,657	昭 45. 3	749	昭 46. 3	12	10
若葉小学校	昭 46. 4. 1	16,441	5,905	昭 46. 3	737	昭 46. 3	7	20
幸小学校	昭 46. 4. 1	16,165	5,900	昭 46. 3	768	昭 46. 3	12	17
松中小学校	昭 46. 4. 1	16,144	6,108	昭 46. 3	735	昭 46. 3	14	16
大山小学校	昭 47. 4. 1	16,375	5,410	昭 47. 3	756	昭 47. 5	11	14
柏小学校	昭 52. 2. 1	16,728	6,301	昭 52. 8	882	昭 52. 8	18	14
上砂川小学校	昭 58. 4. 1	12,419	5,434	昭 58. 4	852	昭 58. 5	18	13
新生小学校	平 16. 4. 1	15,516	6,341	昭 43. 3	710	昭 43. 3	18	12
合 計	—	292,949 m ²	112,784 m ²	—	16,104 m ²	—	293	268

<中学校>

平成 22 年 4 月 1 日

学 校 名	創立年月日	敷地面積	校 舎		体 育 館		教 室 数	
			面 積	建築年月	面 積	建築年月	普通	特別
立川第一中学校	昭 22. 4. 1	16,732 m ²	6,697 m ²	昭 35. 3	1,428 m ²	昭 54. 3	13	23
立川第二中学校	昭 22. 4. 1	25,234	7,395	昭 35. 3	1,765	昭 62. 3	16	21
立川第三中学校	昭 26. 4. 10	18,167	7,266	昭 35. 3	1,713	昭 62. 3	12	22
立川第四中学校	昭 22. 4. 1	17,213	7,084	昭 39. 3	1,541	昭 63. 3	12	18
立川第五中学校	昭 39. 4. 1	19,007	7,552	昭 39. 3	1,597	昭 63. 3	22	19
立川第六中学校	昭 49. 2. 1	21,260	7,476	昭 49. 6	975	昭 50. 1	12	21
立川第七中学校	昭 53. 4. 1	21,746	7,342	昭 53. 6	1,393	昭 53. 6	14	21
立川第八中学校	昭 53. 4. 1	18,097	6,751	昭 53. 3	1,392	昭 53. 6	6	19
立川第九中学校	昭 54. 4. 1	18,391	7,210	昭 54. 5	1,397	昭 54. 5	9	20
合 計	—	175,847 m ²	64,773 m ²	—	13,201 m ²	—	116	184

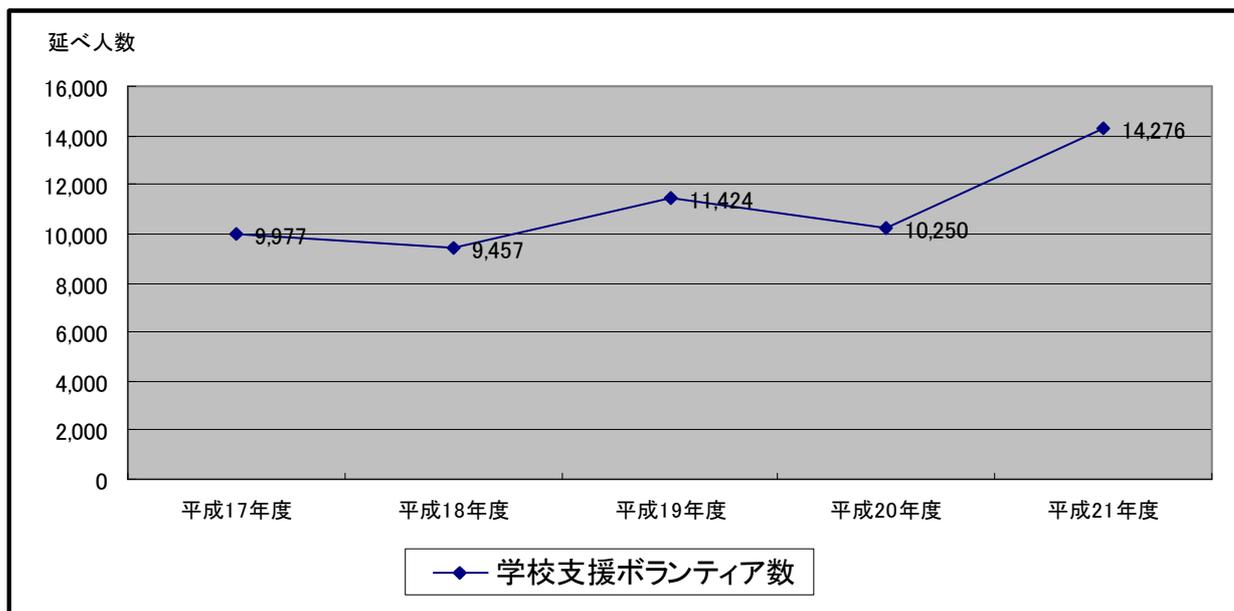
⑬ 小・中学校の耐震補強実施状況（平成 21 年度末）

	学校数	補強必要校	実施済	未実施	実施率
小学校	20	20	19	1	95%
中学校	9	9	8	1	88.9%
合 計	29	29	27	2	93.1%

※小学校→未実施の第一小学校は、平成 26 年度に建替工事が完成予定

※中学校→未実施の立川第七中学校は、平成 21～22 年度に耐震補強工事を実施中

⑭ 学校ボランティア数の推移



⑮ 教育予算額（歳出）の推移

（単

位：千円）

区 分	18年度予算	19年度予算	20年度予算	21年度予算	22年度予算
市 一 般 会 計	57,619,000	59,203,000	62,796,000	65,495,000	64,350,000
教 育 費	7,946,052	7,853,315	8,201,004	7,500,923	6,921,421
教育総務費	558,160	643,022	684,326	696,024	751,430
小学校費	2,419,295	2,319,122	2,215,908	2,209,639	1,599,087
中学校費	1,180,058	1,152,400	1,679,443	1,242,125	977,972
社会教育費	2,192,055	2,093,788	1,924,285	1,794,015	1,645,914
保健体育費	1,325,707	1,371,949	1,403,770	1,266,128	1,635,030
幼稚園費	270,777	273,034	293,272	292,992	311,988
教育費の対前年度比（%）	△0.7	△1.2	4.4	△8.5	△7.7
教育費の対市一般会計比（%）	13.8	13.3	13.1	11.5	10.8

3 計画策定体制

立川市学校教育振興基本計画の策定にあたっては、「立川市学校教育振興基本計画検討委員会」を設置し検討しました。併せて、教育委員会定例会や、庁内の経営会議・政策会議においても検討し、計画を策定いたしました。

<立川市学校教育振興基本計画検討委員会設置要綱>

(設置)

第1条 立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校の学校教育のあり方を検討するため、立川市学校教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育振興基本計画の検討に関すること。
- (2) その他学校教育振興基本計画の検討に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、学識経験者を充てる。
- 3 委員は、別表第1に定める者を充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員は、委員長の命を受けて、委員会の事務に従事する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第6条 委員会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうち、別表第2に定める職にあるものとする。
- 3 幹事は、委員長の命を受け、協議会が行う調査又は検討を補佐する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 小学校PTA連合会の代表 2人
- (3) 中学校PTA連合会の代表 2人
- (4) 青少年健全育成地区委員長連絡会の代表 1人
- (5) 子ども会連合会の代表 1人
- (6) 公募市民 4人
- (7) 市立小学校長会の代表 1人
- (8) 市立中学校長会の代表 1人

別表第2（第6条関係）

- (1) 子ども家庭部子育て推進課長
- (2) 子ども家庭部子ども育成課長
- (3) 子ども家庭部保育課長
- (4) 教育委員会事務局教育部教育総務課長
- (5) 教育委員会事務局教育部学務課長
- (6) 教育委員会事務局教育部指導課長
- (7) 教育委員会事務局教育部学校給食課長

<別表第1（第3条関係） 立川市学校教育振興基本計画検討委員会名簿>

NO	委員氏名	所属団体等	備考
1	近藤 精一	東京学芸大学教授	会長
2	高橋 秀美	国立音楽大学教授	副会長
3	岩崎 晴美	小学校PTA連合会	
4	栢本 真由美	小学校PTA連合会	
5	奥住 秀樹	中学校PTA連合会	
6	斎藤 純一	中学校PTA連合会	
7	鈴木 勝哉	青少年健全育成地区委員長連絡会	
8	古屋 幸雄	子ども会連合会	
9	加藤 禮子	公募市民	
10	山本 一乃	公募市民	
11	大澤 清	公募市民	
12	弓場 重貴	公募市民	
13	児嶋 重明	市立小学校長会	
14	小沼 孝行	市立中学校長会	

4 計画策定経過

(1) 立川市学校教育振興基本計画検討委員会

回	開催日	検討内容
第1回	平成22年6月2日	○ 委員会設置の目的について ○ 委員会の進め方について ○ 計画(案)について
第2回	平成22年6月25日	○ 計画(案)について 「第1章 総論」 「第2章 計画の目標・施策展開の方向」
第3回	平成22年7月6日	○ 計画(案)について 「第3章 アクションプラン」
第4回	平成22年8月19日	○ 計画(最終案)について ○ 今後の計画策定スケジュールについて

(2) 教育委員会定例会

回	開催日	検討内容
【平成21年度】		
第9回	平成21年5月14日	○ 立川市学校教育振興基本計画(仮称)の位置づけ等について
第24回	平成21年12月24日	○ 立川市学校教育振興基本計画(仮称)の体系について
第6回	平成22年3月25日	○ 立川市学校教育振興基本計画について
【平成22年度】		
第9回	平成22年5月14日	○ 計画(案)について
第11回	平成22年6月10日	○ 立川市学校教育振興基本計画検討委員会の設置と同委員会の検討状況について
第14回	平成22年7月21日	○ 立川市学校教育振興基本計画検討委員会の検討状況について ○ 今後の計画策定スケジュールについて
第16回	平成22年8月26日	○ 計画(案)について ○ 立川市学校教育振興基本計画検討委員会の検討状況について
第22回	平成22年11月25日	○ 計画(案)について ○ 計画(素案)に対する市民意見への対応について
第23回	平成22年12月9日	○ 計画(案)について

立川市学校教育振興基本計画

平成22年12月発行

編集・発行 立川市教育委員会事務局 教育部教育総務課
〒190-8666 東京都立川市泉町1156番地の9
電 話 042(523)2111
FAX 042(528)1204